

平成24年9月4日（火曜日）

議事日程第2号

平成24年9月4日（火曜日）午前9時30分開議

第1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者	22番	齋藤作圓	議員
	3番	佐々木隆一	議員
	2番	伊藤岩夫	議員
	26番	佐藤讓司	議員

本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

出席議員（29人）

1番	渡部功	2番	伊藤岩夫	3番	佐々木隆一
4番	作佐部直	5番	堀川喜久雄	6番	湊貴信
7番	高橋信雄	8番	渡部聖一	9番	若林徹
10番	高橋和子	11番	堀友子	12番	佐藤勇
13番	今野晃治	14番	今野英元	15番	渡部専一
16番	大関嘉一	17番	長沼久利	18番	伊藤順男
19番	佐藤賢一	20番	鈴木和夫	21番	井島市太郎
22番	齋藤作圓	23番	佐々木勝二	24番	本間明
25番	佐々木慶治	26番	佐藤讓司	27番	土田与七郎
29番	村上亨	30番	三浦秀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部誠	副市長	藤原由美子
副市長	石川裕	監査委員	佐々木均
教育長	佐々田亨三	企業管理者	藤原秀一
総務部長	阿部太津夫	企画調整部長	土田隆男
市民福祉部長	大庭司	農林水産部長	佐藤一喜
商工観光部長	渡部進	建設部長	伊藤篤
矢島総合支所長	佐藤晃一	岩城総合支所長	今野光志
由利総合支所長	三浦貞一	東由利総合支所長	佐々木喜隆
西目総合支所長	佐々木政徳	鳥海総合支所長	榭豊昭
教育次長	佐々木了三	消防長	伊藤敬一

議会事務局職員出席者

局	長	三 浦 清 久	次	長	佐々木 智
書	記	高 橋 知 哉	書	記	小 松 和 美
書	記	鈴 木 司	書	記	今 野 信 幸

午前 9時29分 開 議

○議長（渡部功君） おはようございます。

大分暑い日が続いておりますが、きょうも気温の上昇が予想されておりますので、暑い方は上着をとって会議に臨んでください。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は29名であります。出席議員は定足数に達しております。

○議長（渡部功君） それでは、本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

○議長（渡部功君） 日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

22番齋藤作圓君の発言を許します。22番齋藤作圓君。

【22番（齋藤作圓君）登壇】

○22番（齋藤作圓君） おはようございます。22番齋藤作圓でございます。市民クラブを代表いたしまして、一般質問をいたしたいと思っております。

その前に一言だけ敬意を表させていただきたいと思っておりますが、全国学力テストにおきまして、秋田県の小中学生が5年連続の首位ということでございまして、まことに喜ばしい限りであります。その中で、特に由利本荘市の子供さんたちがトップクラスというぐあいでありまして、日本の中で最もすぐれた学力を持った地域であるということで、教職員の皆さん、佐々田教育長初め教育委員の皆さん、そして何よりも学ぶ心がすばらしい子供たちに、心から敬意を表したいと思っております。おめでとうございました。

それでは、一般質問に入らせていただきたいと思います。

大項目1番、一連の不祥事を正す綱紀粛正策についてお伺いいたします。

長谷部市長の任期も残すところわずか、公約も具現化され、成果も多いところでありますが、一方では、市職員の事務の単純なミスや取り返しのつかない重大ミス、管理不行き届きによる不祥事、さらには不適切行為などが連続して発生し、境を越えたことで、市民の行政に対する不信感を招いていることに憂慮し、まことに堪え難く思う次第であります。

今回、議会からの申し入れ書に対する回答では、基本的な公務員としての責任感の欠如が誘因とし、挨拶強化運動の実施などを含めて抜本的な改革が必要としています。

市長就任当初、職員の職場での挨拶は行政に携わる者の基本であるにもかかわらず、身についていないとの苦言を呈されており、そのときも挨拶の励行運動を行っております。

す。しかし、全ての職員とは申しませんが、依然として市長の求める信頼される行政マンの資質になっておらず、綱紀肅正策がないがしろにされ、上滑りになってはいまいか。

これらに対する、最高責任者としての自己の考えを含め、今後の改革策を改めてお伺いいたすものであります。

大項目2番であります。長谷部市長次期市長選出馬はについてお伺いをいたします。

市長任期も、あと7カ月で満了となります。2期目出馬も確実と思われるが、今任期の自己採点も含め、出馬の意思、抱負をお伺いいたしたいと思えます。

大項目3つ目であります。観光行政推進についてお伺いをいたします。

昨年、東日本大震災以降、観光誘客状況や物品調達、推進振興計画などは極めて甚大な影響を受けているわけではありますが、それはそれとて、目をそらさず受け入れなければなりません。

合併から8年目。人口も6,000人近くの減少、過疎や高齢化、少子化など、勘案すれば活力のない地域に変貌しつつあります。基幹産業である農工一体論の進めはもちろんでありますが、観光推進による効果は、交流人口の増加とそれに伴う経済効果であります。

中項目1番についてお伺いをいたします。鳥海山観光振興への馬力不足ではないかということでもあります。

市観光行政の取り組みは認められるところでもあります。そして、広がりを見せ、活力の基盤となるのは、やはり鳥海山観光であります。市観光行政の推進策における活字やパンフレット、挨拶文からは、取り組もうとする姿勢は十分感じられるものがあります。

しかしながら、活字は踊りメッセージが響くのに、活力、馬力がないのはなぜか。資源は一流であるが、施設の内容、サービス水準が不十分で鳥海山の魅力を伝えきれていない。広域のお客様には通用しにくい点があります。また、幾ら宿泊滞在型といっても、多様なニーズを持った客層には対応できていないのが現状であります。面への広がりを重要視する考えはないのかお伺いをいたします。

面への広がりとは、山岳部と高原部、そして海浜部の接近する立地特性など、本市の地域資源はそれぞれ良質で、国内においても数少ないとされているながら、その資源が十分に生かされず、全国へのアピール不足になり、地域イメージが漠然となっていることが課題として挙げられますが、それぞれの地域ならではの資源素材が埋もれたままの現状であるということで、強い地域イメージ、観光イメージがないことに課題解決の糸口を見出すべきと思われまますので、面への広がりを問うものであります。

2つ目、祓川山荘改築についてお伺いをいたします。

今や登山は、全国的傾向、ブームでもありますが、シニア層や若い女子（山ガール）、山好きの方々に行きたくなるような話題を伝播する必要があるのではないか。いま一度、鳥海山という、すばらしい自然に恵まれ、本市が授かった宝の山を誘客作戦の一環とすべく、山荘改築はぜひ実現すべきと存じますが、いかがお考えかお伺いをいたします。

これは、国定公園であること、あるいは国・県が関係していることを前提にお伺いをするものであります。

3つ目であります。鳥海山観光道路拡幅についてお伺いをいたします。

ここでは、祓川駐車場までの県道拡幅要望に対する関係機関への運動経緯と結果をお伺いいたします。

4つ目、鳥海山観光プロジェクト設置の考えについてお伺いをいたします。

鳥海山観光振興は、本地域にとって活性化のもとであります。今回の桑ノ木台湿原の木道設置やシャトルバス運行などで自然への配慮も行き届き、鳥海山観光に対する期待も膨らんできました。また、市では観光PRへの協力を求め、県外20名の応援大使策などを発表しており、大いに賛成をするものであります。

一方では、8月21日にアクアパルで行われた観光講演会での、講師からのアドバイスでは、鳥海山は由利本荘市にとって貴重な観光素材であるとし、得意分野を生かしながら、弱い部分・分野を補う方策を求められたわけでもあります。鳥海山を十分にPRし、楽しんでいただくためには、宿泊滞在型に誘客手法としてブナ林散策の新ルートや、自然体験村などの由利原高原や花立高原の活用策、矢島駅からのシャトルバスの運行、鳥海山の一部へのケーブルカー設置等が考えられるわけではありますが、将来に向けて鳥海山観光開発プロジェクトの設置は、考えられないのかお伺いをするものであります。

ここで言うプロジェクトとは、専門チームを編成しての調査、企画、設計、研究計画等の開発事業チームを指しております。

5つ目であります。中国無錫市からの修学旅行の件についてお伺いをいたしたいと思っております。

今年度の観光施策（案）に計画がありましたが、どのように推移しているのか、また、尖閣諸島をめぐる日中の領土問題と無錫市との関係を含めお伺いをいたすものであります。

6つ目であります。鳥海山音頭や本荘ごてんまり音頭創作はについてお伺いをいたします。

今、秋田県では、県外からの観光誘客拡大のため、本年から3カ年続くプレDC・アフターDCの秋田デスティネーションキャンペーンや平成26年に開催される国民文化祭など、長期にわたる観光企画の計画をされております。将来幅広く市民のにぎわい、観光ムードを盛り上げるために、本市でも鳥海山音頭、もしくは小唄風なもの、また、歴史のある本荘ごてんまりを題材にした本荘ごてんまり音頭や小唄風なものを制作する企画などあってもいいのではないかと思います。それぞれの地域の集会や盆踊り、施設での盛り上げ、イベント等のにぎわい創出と我が地域の誇りを涵養すべき観点から考えられないかお伺いするものであります。

東京では、9月18日からJR山手線で秋田PRポスターのラッピング電車の運行や、9月10日からサッポロ銀座ビルに秋田おばこを配した県の巨大広告が掲示されます。由利本荘市観光キャンペーンにおいても、10月1日から7日まで東京スカイツリーでのPR、17日から18日にかけては県内でプレゼンやエキスカッションのPR企画があるようであり、そのような場所での音頭効果も期待されるのではないかとということで提案を申し上げます。

7つ目、菖蒲公園についてお伺いをいたします。

旧本荘市の花はハナショウブでありました。県内においても、近くは浅舞や小泉湧、それぞれの季節にはにぎわいを見せておりますが、残念ですが本市浜の町の菖蒲公園内

ハナショウブ畑は荒れ放題に近く、夏場の菖蒲カーニバルのあの菖蒲音頭の音色のイメージとは雲泥の差があります。この件については多くは申しませんが、管理運営並びに今後の計画についてお伺いをいたしたいと思えます。

私の質問の要旨を議会事務局に提出いたしましたところ、早速、菖蒲公園の下刈りとか清掃など、手を入れておりました、非常によくできております。しかし、本来的には菖蒲公園でありますから、ショウブ畑をどうするかということをごきちとお伺いをいたしたいと思えます。

続きまして、大項目4番の畜産振興についてお伺いをいたします。

中項目1番であります。秋田牛統一ブランドと秋田由利牛についてお伺いをいたします。

去る7月20日、秋田牛の秋田統一ブランド協議会が発足したわけではありますが、市として、また、市長が会長を務める秋田由利牛振興協議会として、地域ブランドである当地の秋田由利牛の今後の扱いについて、どう対応するのか、また、JA秋田しんせい肥育部会も7月20日には参加されておりますが、生産者団体として、JA秋田しんせいと市農林水産部との話し合いの上で出席をいたしたのか、この点をお伺いをいたします。

中項目2番であります。あきた総合家畜市場と秋田由利牛振興についてお伺いをいたします。

あきた総合家畜市場の開設の成果は十分に発揮され、これを機会に県内の肉牛生産に弾みがつけば、なお喜びにまさるものはありません。

設立されることになったとき、秋田由利牛の増頭や振興に必要な策としても一大期待の機運の盛り上がりを見せたのも事実であります。

しかし、現在の施設内容、事業内容からは、秋田由利牛の増頭・振興への機運の盛り上がりは欠け、秋田由利牛の基盤づくりへの期待は、このままでは将来とも描けないのではないかと考えています。

市場開設は月1回、年多くとも13回前後の開設、あとはほとんど視察受け入れや技術研修、開設日を挟んで前後一日の施設使用だとして、12カ月中、2カ月間の使用であります。あとの10カ月は無開設であります。

しかし、あきた総合家畜市場は株式会社であること、JA秋田しんせいのほかに2つの農協と、県が指導的立場であり、施設を秋田由利牛の拡大のためどうのこうのという立場でないことを大前提に考えていくとするならば、施設内一部間借りか、もしくは敷地内一部に増設、もしくは敷地続地に事務所を新築し、秋田由利牛にかかわる繁殖、肥育、諸取り扱い業務を全て担う方策を行うとすれば、秋田由利牛振興策の充実強化が図られると考えるものであります。

新年度の施政方針で市長が示されたのは、学校給食食材提供、秋田由利牛販売取扱店の確保、流通販売対策、畜産振興資金制度拡大事業、肥育牛導入支援、生産技術対策、飼料米・稲わら、飼料確保対策などがあるわけではありますけれども、これらの前提となるのは、地域の生産者を指導強化し、生産者の地位向上に努めるJA秋田しんせいの業務であり、生産者団体としての当然のミッション・活動であります。したがって、市としては、秋田由利牛の生産拡大推進と技術指導を行うJA秋田しんせいに対し、助成策を講じるというのが本来の筋であります。

現在の J A 秋田しんせいにおいて、秋田由利牛に対する責任ある団体としての行動は示されておりません。遅々として進まない秋田由利牛増頭対策について、総合家畜市場内に秋田由利牛振興センターを設置し、J A 秋田しんせい畜産担当職員並びに技術指導員を出向させ、秋田由利牛前線基地として配置して、業務に当たるのは当然の姿と考えますが、総合家畜市場へ補助・助成した市の責任のもとで行政指導されたいということで、この件をお伺いする次第であります。

3 番目、J A 秋田しんせいに不信感についてお伺いをいたします。

昨年12月議会において、秋田由利牛振興公社設立に係る出資金1億円が補正予算で減額された問題であります。その提案理由としては、共同出資を予定していた相手先が、東日本大震災や福島第一原発事故などの影響による稲わら汚染や消費者の牛肉離れで価格が低迷し、状況が悪化しており、出資は難しいとの意向ということでありました。昨年の予算編成の段階では、全く影響がないとは申しませんが、今言われているのは、後でつけ加えられた話であります。大震災の影響がなければ設立できたにとられても、J A はいたし方ないのではないかと思います。

調査したところ、昨年、当議会が関係予算案を可決した前後、J A 秋田しんせいの総務委員会には、協議案件として一度も上程されておりません。また、理事会の議題としても、もちろん協議された形跡はありません。一部役員の話ではありますが、赤字の事業所に出資は絶対にあり得ない、上部組織からの指導でもある。また、別の役員からは、J A 秋田しんせいに由利本荘市から公社設立への出資の文書が正式に来ていないので、協議はなかったとも言われております。

由利本荘市の基幹産業は農業であります。その農業をどう向上させ、道筋をつけ、将来に向けていくのか、しかも畜産振興を図る上で、地域ブランドとして認証された秋田由利牛の将来にかかわる極めて重大な糸口だったはずであります。まさに啖啄の機であります。目先だけ、口先だけの利益追求からは、本地域の産業振興の将来展望は開けません。

現状の J A 秋田しんせいの姿は、生産指導体制を軽くし、利益追求事業の展開が最優先されており、決して農家のためではありません。当由利本荘地区の基幹産業の発展を損なう要因であり、補助を行っている以上、行政指導の域内にあります。

私は、この公社設立の問題を今すぐ復活させよという考えではありません。農業協同組合には地域における農業生産者を束ねる組織団体として、事務的、小手先だけではなく、生産活動品目への取り組み、生産技術指導者の養成、生産物の流通対策や人材育成への対応など、みずからも汗を流して取り組む覚悟が必要であります。このことは目まぐるしく変化する社会経済状況に、農業も農家も農村も取り残されるのではと危惧する立場で申し上げさせていただくものであります。行政と J A 秋田しんせいとの共同作業を地域内に確立し、困難や利害に対し協力し合えるようになるべきとの考え方で質問をするものであります。

次に、大項目5番の漁業振興についてお伺いをいたします。

由利本荘市の海岸は、北は秋田市境から南はにかほ市境まで32キロメートルの延長を有し、秋田県の海岸延長263キロメートルの12%強であります。また、日本海に面した、典型的な砂浜海岸であります。本市の管理漁港は道川、松ヶ崎、西目の3港であります。

が、それぞれ特性を持って第1種漁港の指定を受け、通年操業を目標に、それぞれの計画に基づき整備が進められてまいりました。

皮肉にも、漁業者や水揚げの少ない後発の漁港の整備がどういうわけか最も進んだという歴史的経緯もありますが、総じて本県の岩礁地帯には古くから良港が見られます。砂浜地帯については、遠浅の砂浜という地形的悪条件から建設の歴史も浅く、いずれの漁港も標砂の影響と季節風の波浪により、出入港等安全航行がいまだ不十分で冬期間の海面活用ができない状況にあり、具体的な対策が望まれております。

また、漁場の造成も漁港整備と表裏一体であり、厳しい漁業状況を打開し、期待の持てる漁業とするため、資源管理型漁業を市として積極的に推進するとともに、漁礁・漁場の造成や流通・加工施設の整備も進めていく必要があると強く思っているところであり、次の点について質問をいたします。

1番目は、安全な出入港のための防波堤延伸についてお伺いをするものであります。

現在、良港と言われ、活発な利用がなされている漁港でも、100年以上の年数を超える漁港は県内でも多数あります。

松ヶ崎漁港は昭和41年より、西目漁港は昭和42年より局部改良事業として着工し、数年後には改修事業に移行し、既に45年を超える年数を数え、いまだ毎年、漂砂による航路及び港内の埋塞に悩まされ、市単独で維持管理としてのしゅんせつを実施しておりますが、漁船の安全操業の面からも限界があるように見受けられます。このような状況を見ますと、完成港にはほど遠いと言わざるを得ません。

漂砂の減少と安全な出入港のため、防波堤の延伸、機能強化はこれからも計画的に進める必要があると思っておりますが、いかがお考えかお伺いをいたしたいと思っております。

続いて、2番目であります。国方針の漁港統合についてお伺いをいたします。

国の方針として、利用漁船数が20隻以下の漁港については周辺漁港と統合等について検討を行うとしておりますが、この際、由利本荘市内にある漁港を統合して、国の制度基準に合わせて有利な補助事業により順次整備を進めるという選択もあると思っておりますが、この点についていかがお考えかお伺いをいたします。

3番目、外海封鎖、蓄養池についてお伺いをいたします。

将来に向かって次のような考えはどうだろうか。国の補助基準が年々厳しくなり、市の財政も余裕が少なくなる中で、一部現場から、さらに踏み込んで道川、松ヶ崎、西目漁港のいずれか1港の外海を封鎖し、蓄養池として活用することを検討できないかという声があります。これには、国・県以外に漁業者の理解と綿密な検討が必要となってきますが、栽培漁業推進の上からも一考に値するものだと思いますが、いかがお考えかお伺いをいたします。

4番目であります。漁場環境整備についてお伺いをいたします。

漁業は、海洋生態系の一部を利用させていただいている産業であり、漁場環境や生物多様性の影響を大きく受けます。したがって、漁場環境及び生物多様性が健全に維持されていくことが不可欠であります。

漁業生産を持続的に確保していくためには、資源管理型漁業を積極的に進める必要があります。漁業生産に対する適切な規制も大事な方法であります。つくり育てる対策も同時に進めなければならないと思っております。

由利本荘市の沿岸は、砂浜域という地形的条件で漁場環境に恵まれているとは言えません。これまでも沿岸域にクルマエビ、ヒラメ、ガザミなどを放流してまいりましたし、現在も市当局の御配慮によって続けてはおりますが、漁獲高を見る限り、その効果は全くないとは言いませんが、期待したほどのものとは思われません。水温の変化、海流の状況が漁獲に大きな影響があると言われておりますので、砂浜海岸における漁場環境の専門的調査を実施した上で、適切な稚魚、稚貝の放流をした方がより効果的と考えますが、この点いかがでしょうか。

また一方では、魚類の生息環境の造成も砂浜沿岸には重要であります。特に砂浜海底には藻場が皆無であり、藻場あるいは岩礁がなければ魚卵の付着ができません。人工的に造成する以外は、できないわけであります。投石して築磯による藻場をつくる方法がありますが、砂浜海底では埋没したり、あるいは波浪により流出することもあり、大量の投石が必要となり、短期間でできるものではありません。

さきに伺った専門的調査の上で、比較的砂層の薄い一画を特定し、魚類の生息環境を整備するためにも継続事業として築磯に取り組むべきと思いますが、この点はいかがお考えかお伺いをいたします。

また、何といたっても即効性があるのは漁礁の設置であります。西目地域では、国・県の補助事業により、昭和38年より平成14年ごろまで継続して並型漁礁を設置してまいりました。その効果を調査するために、県水産振興センターに依頼し、水中カメラ撮影を実施したこともありますが、確実に貝類が付着し、藻の繁茂と魚類の生息が見られました。魚類の生息状況が良好なことから、漁業者の協力を得て、漁礁上の海面での釣り、漁礁周辺での刺し網、ひき網を禁止し、魚類生息の保護に当たっておりましたが、市町村合併、漁協の合併等の社会的変革があり、その規制が機能を果たしているかどうかお伺いすると同時に、並型漁礁設置を再開すべきと思いますが、いかがお考えかお伺いをいたしたいと思っております。

大項目6番であります。本荘港の利活用についてお伺いをいたします。

1つ目は、みなとオアシスほんじょう利活用状況はについてお伺いをいたします。

本荘港の沿革に、本荘港はその昔、古雪港と言われ、子吉川の河口港として繁栄、由利地方の門戸をなしていたとあります。

港は、昭和5年、内務省告示により指定港湾に採択され、昭和28年には港湾法により地方港湾に指定され、本格的な整備が進められたようであります。

古くは、米、穀物及び木材の移出、塩、砂糖、その他雑荷類の移入が盛んで、北海道、出雲、遠くは大阪方面との交易が記されております。

本港は一級河川子吉川の河口港であるため、流下土砂と季節風による漂砂で河口閉塞を招き、また、鉄道の開通により海運の多くが鉄道輸送にかわり、本荘港の取り扱い貨物輸送は激減いたしまして、平成18年の出入貨物は、わずか21トンにとどまっております。このような経緯から、第4次秋田県総合発展計画では海洋性レクリエーション基地として位置づけられております。

物流港から観光レクリエーションへと整備シフトを変え、シーサイドオートビレッジ整備事業に着手し、みなとオアシスほんじょうとして認定を受け、鳥海山観光と連携する重要な観光拠点として運用を図るとしております。

県管理の港湾であります、由利本荘市としても現在の整備計画と利用状況を把握し、レクリエーションや観光に連用するなど、交流人口の拡大に結びつける施策が必要であると思いますので、利活用の状況はどうか伺うものであります。

2つ目であります。市総合発展計画と本荘港についてお伺いをいたします。

由利本荘市総合発展計画では、本荘港との連携が極めて薄いように感じられます。

そこで、県の関係もあるとは存じますが、由利本荘市として本荘港をどのように位置づけ、利活用を図るのかを伺うものであります。

施策が有効に実施され、真に市民のためになるには、現状の直視と将来の展望が必要であり、執行当局と議会が共通認識でなければなりません。執行当局は議会に対し、これからも行政情報をしっかり開示し市政運営に当たられるよう強く要望して、質問に対する答弁を求めるものであります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。齋藤作圓議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、一連の不祥事を正す綱紀肅正策についてにお答えいたします。

市政は市民の信頼の上に成り立つものであり、職員一人一人、服務規律の確保や法令遵守の徹底について、公務員として高い倫理感を持って職務に当たることが必要であると認識しております。

しかしながら、今年度に入り、不適切な事務処理や不祥事が相次いで発生したことは、公務員としての責任感の欠如が原因であり、市政に対する信頼を失墜させてしまったことは、市長としての私の責任であり、私自身、減給10分の1、2カ月とさせていただいたところであります。

再発防止につきましては、新たな試みとして、組織内コミュニケーションの向上に向けた所属長による職員面談や挨拶強化運動などを実施したほか、各課の業務量ヒアリングを実施して、問題発生背景や原因の究明に努めてまいりました。

市民との信頼関係におけるこの危機的な状況を打開するためには、さらに抜本的な改革が必要と考え、職場のセクハラ・パワハラ防止に向けた要綱を制定し、7月中に各部署等に合計34名のハラスメント苦情相談員を選任し、その説明会を終えたところであります。

また、8月1日に由利本荘市不祥事等再発防止検討委員会を設置し、これまでの問題発生要因の検証と分析を進め、現在、由利本荘市職員行動指針等を策定しているところであります。

私は、職員一人一人の抜本的な意識改革が必要不可欠であると認識しており、不祥事の撲滅を目指し、今後、この指針を常に心にとどめ、全体の奉仕者として全力で職務に精励し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいり所存でありますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

次に、2、長谷部市長次期市長選出馬はについてお答えいたします。

私は、平成21年4月17日、市民皆様の厳正な審判により、由利本荘市第2代市長の職を担わせていただきました。就任以来、行動する市長としてさまざまな現場に赴き、市

民の声を真摯に受けとめ、市政発展のため、誠心誠意、取り組んでまいったところであり
ます。

この間、26項目からなる公約につきましては、その大方を実現できたものと思ってお
り、特に力を入れてきた財政の健全化につきましては、平成23年度決算における実質公
債費比率は3カ年平均で17.3%となり、公債費負担適正化計画の目標を4年前倒しで達
成することができました。

しかしながら、地域経済の活性化や雇用の確保、農業を初めとする産業の振興など多
くの課題が山積してございます。

私といたしましては、残りの任期を全うし、市民皆様の負託に応えられるよう全力を
傾注しているところでありますので、議員各位を初め市民皆様のさらなる御理解と御協
力をお願い申し上げます。

次に、3、観光行政推進について、（1）鳥海山観光振興への馬力不足ではないかにつ
いてお答えいたします。

私は市長就任以来、鳥海山及びその山麓を核とした観光の振興が重要と考え、主要施
策に掲げ、積極的に観光の推進を図ってきたところであります。

鳥海山麓の広大な大自然を市単独で開発整備することには限界がありますが、関係機
関と協議を重ねながら、桑ノ木台湿原のオープンや祓川展望台改修などを実現してまい
りました。

さらに誘客に関しては、私みずから国内外に積極的なセールス活動を展開し、入り込
み客の増加を図ってきたところであります。

市の観光振興は、観光スポットの整備や誘客活動を一つ一つ積み重ねることが重要と
考えております。観光スポットをいわゆる点と捉え、点と点の整備が進めば線となり、
その積み重ねが面となることを目指して、現在、観光振興事業を展開しているところ
であります。

誘客活動の成果として、昨年、ことしと韓国、台湾からの観光客も市を訪れるよう
になり、鳥海高原においては5月下旬から開催された菜の花まつりに約1万2,000人が足
を運んでおります。また、ことし6月にオープンした桑ノ木台湿原には、6月、7月の
2カ月間で3,200人のシャトルバス利用客が訪れ、竜ヶ原湿原や法体の滝へも足を伸ば
し、周辺の温泉施設に宿泊する波及効果も見られるなど、鳥海山麓への観光客の注目度
も高まっているところであります。

さらに、鳥海山麓の文化も観光に取り入れるため、今年度、観光文化振興課内に観光
文化班を設置し、鳥海山文化を活かした観光振興事業に着手しているところであります。

加えて、アクセス道路となる県道の整備を含む鳥海山麓の整備を、県と共同で実施す
る、あきた未来づくりプロジェクトに取り入れられないか検討しているところでありま
す。

今後、秋田デスティネーションキャンペーンや国民文化祭などのイベントも控えてお
り、市としても鳥海山周辺の観光スポットの整備や積極的なPRなどを継続して行うと
ともに、施設整備などハード面についても関係機関への要望や協議を継続して行い、そ
の実現に向けて力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたし
ます。

次に、（２）祓川山荘改築についてにお答えいたします。

祓川山荘は、秋田県が昭和42年に建築し、昭和52年に改築、平成2年に増築されております。現在、改築して三十数年を経過し、老朽化も目立ち、このため昨年11月に由利地域振興局を通して改築要望を提出し、本年5月には由利地域振興局長が現地を視察しております。また、8月には、県の自然保護課が現地を確認しておりますが、外観を含めた大規模改築は困難との回答でありました。

しかしながら、この山荘は登山者を中心に年間約2万人の利用者があり、本市の鳥海山登山の拠点施設として、また、竜ヶ原湿原でのトレッキングや山荘周辺での自然観察などを楽しむ多くの皆さんの憩いの場として利用されているところであり、単なる山小屋としてだけでなく、訪れる皆さんの多様なニーズに応えられる施設としての整備が必要であります。

祓川山荘は鳥海山観光に欠かせないものであり、今後も引き続き改築に向けて県に強力に要望活動を展開してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（３）鳥海山観光道路拡幅についてにお答えいたします。

祓川駐車場に至る県道の道路拡幅については、県知事、県議会に対し、鳥海山麓観光を促進するための県道整備等について毎年要望しているところであります。

県としては、一定の待避所整備や側溝整備が実施済みであり、交通量が少なく、整備の優先度が低いとのことでありました。

しかしながら、鳥海高原で開催している矢島カップ・Mt鳥海バイシクルクラシックでは、全国から毎年1,100名を超える参加者が集い、また、ことしの桑ノ木台湿原オープンなどに伴い、山麓の観光スポットをめぐる大型観光バスの通行もふえ、これまでの状況とは交通量も大きく変わってきており、道路拡幅の必要性が高まっております。

県に対しては、現状の理解を求めながら、狹隘区間と連続カーブの改良に向けて具体的な箇所を提示し、整備を強く要望してまいります。

次に、（４）鳥海山観光開発プロジェクト設置の考えはについてにお答えいたします。

市の観光振興のためには専門部署が必要と考え、市長就任翌年の平成22年度には観光振興課内に観光ブランド推進室を設置し、鳥海山観光振興のプロジェクトとして位置づけ、観光振興に取り組んでいるところであります。

観光ブランド推進室では、それまで不足していた旅行会社との共同によるモニターツアーの企画や旅行事業者の招聘視察、訪日観光振興のためのアドバイザーの設置、鳥海山案内人組織の設立、市民挙げて観光振興を考えるフォーラムの開催、地域おこし協力隊と連携した観光素材の掘り起こしなど、国内外に由利本荘の認知度を高める事業を展開してまいりました。

また、県と市の共同組織、由利地域観光推進機構に職員を派遣し、広域的な観光振興を図るため、鳥海高原グリーンラインの設定や高原の駅の認定を行っております。

さらに、市内宿泊施設、観光施設とタイアップした売り込みの実施など、民間とも連携した取り組みを行っているところであります。

今後も、観光ブランド推進室を戦略的に機能させ、地域と一体となって鳥海山観光の推進を図ってまいります。

次に、（５）中国無錫市からの修学旅行の件についてにお答えいたします。

友好交流都市、中国無錫市との交流を観光の面で活発化させたいと考え、昨年6月、無錫国際旅行社職員など8名を招聘し、市内視察を行ったところであります。

その際、リーダーであります胡啓明氏から、由利本荘市にとっては無錫市からの中学生の修学旅行誘致が最適ではないかとの助言を受け、平成24年度において、無錫市学校長らの視察旅費を予算に計上させていただいております。

今年度に入り、本市への訪問を実現させるため連絡を取り合っておりましたが、7月2日付で無錫市側から、教育所管局との調整が折り合わず、今年度の訪問は難しい旨の連絡を受けたところであります。

今年度における無錫市からの学校長の訪問中止は、尖閣諸島の問題とは直接関係ないものと思われませんが、日中友好のきずなが損なわれることのないようお願いしながら、推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、(6)鳥海山音頭や本荘ごてんまり音頭創作はについてお答えいたします。

御質問の鳥海山音頭や本荘ごてんまり音頭の創作による市民のにぎわいと観光客の誘客であります。現在、本市には由利本荘しょうぶ音頭を活用した事例もあり、地域に大きなにぎわいを創出しております。

観光資源を取り入れた音頭や唄は、観光振興を図る上で有効な手段の一つであると考えておりますので、創作について検討してまいります。

次に、(7)菖蒲公園についてにお答えいたします。

菖蒲公園は面積が3.6ヘクタールあり、うち、ショウブ田が約0.1ヘクタールございます。

ショウブ田におきましては、平成21年秋に、新たに株の植えかえをいたしました。公園奥側の株は順調に生育しておりますが、手前側の株は奥側より生育がおくれており、新たに植えかえを考えております。

公園の管理につきましては、ショウブの開花に合わせた公園内の除草、ショウブへの追肥などを実施しております。

しかしながら、開花後の環境整備、また、あずまやなどの施設整備も不十分なところがあるのも事実でございます。

今後は、来園者にいつでも楽しんでいただけるよう、環境整備並びにあずまや、トイレなどの施設整備に力を入れてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、4、畜産振興について、(1)秋田牛統一ブランドと秋田由利牛についてにお答えいたします。

県内の銘柄牛は、地域に根差し、独自の取り組みにより販売しているものの、その多くは出荷ロットが少なく、全国的なブランドに至っていないのが現状であります。

一方、あきた総合家畜市場のオープンや、ことし10月に長崎県で開催される全国和牛能力共進会における本県代表牛の上位入賞への期待など、畜産農家の生産意欲が高まっていることや、福島原発に端を発した枝肉価格の低迷から、有利販売の必要性がより高まっている現状にあります。

こうした中、県内各産地の連携・協力のもとにオール秋田で秋田ブランドを確立し、販路の拡大やPRなどに役立てようとの畜産関係者の意向により、各銘柄牛の代表者など29団体で構成する秋田県産牛ブランド確立推進協議会が7月20日に設立されました。

当協議会では、県産黒毛和牛を県外市場にアピールすることを狙いとしており、県内では、これまでどおり従来のブランド名で販売する並行使用になる見込みであります。

市といたしましては、私が会長を務める秋田由利牛振興協議会においてJ Aや肥育農家など関係者と話し合った結果、協議に参加することにいたしました。

現在、秋田由利牛の増頭に向けて強力に取り組んでいるさなか、県産牛統一ブランドによる不安要素もありますので、J A秋田しんせいと緊密な連携を図りながら、秋田由利牛を前面に出して、県内ブランドをリードできるよう対応してまいります。

次に、（２）あきた総合家畜市場と秋田由利牛振興についてにお答えいたします。

あきた総合家畜市場の整備につきましては、平成7年度以来、多くの方々が統合に向けた気運の醸成や意見調整を重ねては白紙に返るなど、幾多の紆余曲折を経て、平成20年度に3農協が市場統合に合意し、ことし4月に秋田県の統合家畜市場としてオープンいたしました。

振り返れば、17年余りの歳月と多額の各種補助金などを活用し、畜産関係者の悲願である県内市場の統合整備が実現したものであり、その効果に県民の期待が集まる施設であります。

御提案にありました、あきた総合家畜市場の活用につきましては、施設整備の経緯や目的などを確認しながら、秋田県など関係機関と土地や建物利用などについて協議してまいります。

さらに、秋田由利牛振興におけるJ A秋田しんせいの役割は非常に大きく、J Aが主体的に取り組み、生産者団体としての責務と機能を発揮していただけるよう、各種事業の展開に当たり緊密な連携を図ってまいりたいと存じます。

次に、（３）J A秋田しんせいに不信感についてお答えいたします。

仮称秋田由利牛振興公社の設立案につきましては、地域ブランドである秋田由利牛の生産基盤を拡大するため、J Aに呼びかけ、平成23年度の新規事業として提案したものであります。

同時に、この公社の設立・運営のため、本市とJ Aが1億円ずつ出資する方向で協議を進め、市では平成23年度の当初予算に計上したところであります。

なお、公社設立を断念した経緯については、昨年12月に土田議員の一般質問でお答えしたところでありますが、J Aとは昨年度、幾度となく協議したところであります。

その中でJ Aからは、東日本大震災による畜産環境の悪化や、公社が抱えることになる、ゆり高原ふれあい農場の収支状況を心配する意見などもありました。

これらの意見を含め、秋田由利牛生産体制検討委員会で検討した結果、公社設立ではなく、畜産振興基金の拡充による増頭対策などが示され、市といたしましても検討委員会からの提案を受け、判断したものであります。

このような経緯により、今年度、J Aから畜産振興基金への積立金の増額分として2,100万円の提供を受け、今議会に補正予算を提案しているところであり、J Aの組合長とは農政懇談会の場でも、秋田由利牛振興に共同で取り組むことを確認いたしております。

今後ともJ Aとは連携を密にし、畜産振興を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、5、漁業振興について、（1）安全な出入港のための防波堤延伸についてにお答えいたします。

漁港整備につきましては、その機能向上を図るため、長年にわたり実施してまいりましたが、砂浜漁港の宿命である漂砂対策については十分な効果を得るまでに至っていない現状であります。

特に松ヶ崎及び西目漁港につきましては、防波堤延伸など国庫補助事業の採択基準に満たない漁港規模であることから、現在は維持しゅんせつによる航路の確保に努めているところであります。

今後は、県の指導を仰ぎながら、採択要件の緩和について働きかけてまいります。

次に、（2）国方針の漁港統合についてにお答えいたします。

漁港漁場整備法には、漁港指定の基準として、利用漁船が20隻以上、また、指定の取り消しについては漁港に利用漁船がなくなった場合と記載されております。

平成23年度の港勢調査によりますと、道川漁港の利用漁船が31隻、松ヶ崎漁港が28隻、西目漁港が30隻となっております。

国では、20隻以下の漁港統合方針を明確にあらわしたわけではありませんが、漁船の減少が進んだ場合は、そのような検討も必要になってくるものと考えております。

現在、東日本大震災後の早期復旧を図るため、漁港の機能を拠点漁港に集約・再編する動きもありますが、漁港の再編などは生活の根幹にかかわることから、本市といたしましては、利用者である地元漁業者の意向を重視してまいりたいと考えております。

次に、（3）外海封鎖、蓄養池についてにお答えいたします。

御提言につきましては、新たな漁港の活用方法についての提案として受けとめてまいります。

全国的には、育てる漁業の一環としてさまざまな事例も多くあるようでございますし、漁船の移動や封鎖に伴う海水の循環等の問題も考えられますので、利用者である地元漁業者とも十分協議しながら情報収集に努めてまいります。

次に、（4）漁場環境整備についてにお答えいたします。

築磯及び並型魚礁の設置による漁場の造成は、対象魚種の漁獲の拡大と収益につながることから、各漁場において取り組んでまいりましたが、築磯は平成17年度、並型魚礁については平成19年度を最後に休止しているところであります。

稚魚及び稚貝の放流については、今年度も市補助金を活用し、各漁場に秋田県漁業協同組合が放流事業を行っておりますし、今年度は生育調査も実施することとなりますので、その結果も踏まえながら今後の対応を考えてまいります。

ただし、築磯及び並型魚礁の設置につきましては、いずれも市単独での設置は困難なことから、効果等の調査も実施しながら補助事業の採択に向けて検討してまいります。

なお、由利本荘市並型魚礁管理規程では、魚礁の維持管理上必要と認める場合は、魚礁の利用方法について制限することができるとしており、特に漁場周辺での刺し網、ひき網についての明確な禁止行為は規定しておりません。

秋田県漁業協同組合に確認したところ、魚礁周辺は良好な漁場であることから、根がかりとならないよう細心の注意を払って操業していると伺っております。

次に、6、本荘港の利活用について、（1）みなとオアシスほんじょう利活用状況は

についてお答えいたします。

本荘港は、海洋性レクリエーション基地として位置づけられ、本荘マリーナ、マリーナ海浜公園、オートキャンプ場、海水浴場の整備が進められてまいりました。また、由利本荘市誕生後、新市の観光振興戦略においても本荘港は沿岸観光の中心として沿岸観光交流ゾーンのコア拠点に位置づけられております。

こうしたことを背景に、本荘マリーナ施設群と河川利用型体験レクリエーション拠点であるボートプラザアクアパルと河川公園及び温泉休養施設ばいんすば新山の周辺施設とで構成するエリアを、みなとオアシスほんじょうとして平成18年度に認定登録されております。

この構想のもとに、市民レガッタ、子吉川川まつり、海水浴場の開設など周辺施設を活用しながら、子吉川親水、また、海洋レクリエーションの振興に努めてまいりました。

しかしながら、それぞれのイベント間の結びつきが弱く、みなとオアシスの魅力を増大させる上でもエリア一帯を視野に入れた包括的な取り組みが必要であり、今後検討してまいります。

次に、(2)市総合発展計画と本荘港についてにお答えいたします。

本荘港は、秋田県総合発展計画で海洋性レクリエーション基地として位置づけられ、本荘マリーナ、マリーナ海浜公園、海水浴場などが秋田県により整備され、平成12年4月には旧本荘市が整備したオートキャンプ場の供用を開始しております。

また、市の総合発展計画では、沿岸観光交流ゾーンの一つとして本荘マリーナ、海水浴場やオートキャンプ場を位置づけしているところであります。

今後も日本海の美しい自然が満喫できるよう、秋田県と連携し、日本海沿岸の観光ルートの整備を推進し、より一層の県内外からの集客に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡部功君） これから再質問に入りますが、質問者は項目番号及び項目名を告げてから質問をお願いしたいと思います。

22番齋藤作圓君、再質問ありませんか。

○22番（齋藤作圓君） 丁寧な御答弁を賜りました。ありがとうございました。

大項目3の観光行政推進について、中項目1から4までの鳥海山観光に対する再質問をさせていただきたいと思っております。

まず1つは、今回の桑ノ木台湿原等の木道整備によって非常に注目度が高まってはきておりますけれども、ただいま答弁あったように依然として、山荘の問題、道路拡幅の問題、それから、関連する施設の問題等について、どうも県の方の見方が、この由利本荘市の観光の部分に対して非常に希薄であるような感じがしてならないわけなんです。それは、事業が同じとか同じでないとかは別にして、象潟のエリアと矢島のエリアとでは、かなりの違いがあるわけでありますので、やはり市の観光行政としては、もっと積極的に矢島口の花立から祓川までの方の条件整備等について注目度を高めていただいて、もっともっと観光客を呼べるような、そういう状況づくりをしていくべきでないかと。そのためには、やはりプロジェクトというのは——先ほど市長から説明あったプロジェクトも確かにプロジェクトでありますけれども、やっぱり研究をしたり、実質的に何を

どうすべきなのかという部分のプロジェクトにおいて、もしかすれば欠けているのかなという観点から、プロジェクトという言葉を使わせていただいたわけでありますので、その点を再度お願いしたいと思います。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 再質問にお答えいたしたいと思います。

鳥海山麓の観光開発、特に祓川山荘の改築、あるいは県道等の拡幅、これについては、これまでも再三、県の方をお願いをしてきているわけでありますが、なかなか進まない状況でございます。今後も引き続き、祓川山荘の改築に向けて私みずから強力に県の方をお願いをしてまいりたいと考えておりますし、道路についても具体的な箇所を提示しながら、強力をお願いをしていきたいと考えております。

それから、観光プロジェクトの設置については、先ほど私が答弁しましたとおり、観光ブランド推進室というものを戦略的に活用しながら進めてまいりたいと考えています。今御指摘のとおり、不十分なところもあろうかと思っておりますので、観光ブランド推進室を機能させるためにも、地域と一体となってこの観光プロジェクトを進めてまいりたいと考えております。

○議長（渡部功君） 22番齋藤作圓君。

○22番（齋藤作圓君） 続いて、中項目の7、菖蒲公園のことにつきまして少しお伺いをいたしますが、1つは、あそこは国有林、国の保安林となっている場所で、市で借り受けているのかどうか教えてください。

それから、あそこの入り口のところに台風19号の災害の塔というものがありますが、朽ちれてまことに見たくない状況になっております。奥地の方のあずまやも朽ちてしまっていて、あずまやの形をなしていないということもあります。せっかくある施設ですから、やるんだったらきちっとやる、草ばかり刈ったってあれはどうにもならない状況だと思いますし、菖蒲公園としてショウブをメインにするならば、あの植物を管理できる人をきちっと配置するというぐらいの気合いでやっていただいたらどうでしょうか。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 菖蒲公園については、国有林として借りているようでございます。

その後の御質問については、部長から答えさせます。

○議長（渡部功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤篤君） 私の方から菖蒲公園の今後の整備について具体的にお答えいたしたいと思います。

市長の答弁にもありましたように、あずまや等については今後その整備について検討してまいりたい。また、トイレについてもそういった施設整備について検討してまいりたいと考えております。

御指摘のようにショウブ田が0.1ヘクタールほどの面積でありますけれども、奥の方は21年秋に株を植えておりますが、特に状況の悪い手前の方につきましては、この秋に早急に整備してまいりたい、植えつけをしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、今後の通常の管理につきましてですが、今のところ業者への委託等を考えながら、職員の手で対応可能なものは職員の手でと考えておりますが、職員の管理につ

きましても研究をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（渡部功君） 22番齋藤作圓君。

○22番（齋藤作圓君） 見たくないというか、非常に景観が悪い。台風19号の災害の塔とか、それから、あれは沿革を書いた看板だと思ひますが、本荘東ロータリークラブさんが寄贈したものだと思ひます。その看板の字はほとんど読めない——1メートル四方ぐらいの大きさの看板であります、ほとんど読めない状態でありますので、あれらは本荘東ロータリークラブさんの方とお話をして、きちんとした対応を考えられたらいかがでしょうか。

それでは、J A秋田しんせいの部分で大項目4の（3）についてお伺ひいたします。

昨年の12月議会で土田議員に答弁をされたようでありますけれども、再三再四協議を重ねられて、実際にこの場で1億円の予算案を可決した。それに前後してJ Aには幹部会、総務会もあるでしょうし、あるいは理事会もあるでしょうが、協議内容として、公社化の問題も1億円の問題も、一つもテーブルに上がらなかったということは、余りにも由利本荘市議会を軽視した、あるいは由利本荘市そのものを軽視した行いでないですか。市長、どう思ひますか。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 畜産の振興についてのJ Aとの関係でございますけれども、J A秋田しんせいとは日ごろから農政全般にわたりまして緊密な連携をとっております。この件については、平成23年2月に開催されましたJ A秋田しんせい営農生活振興協議会において、組合長へ直接私が説明をさせていただいて、その後の調整については事務方に指示をしたところでありますので、その後の詳しい経緯等については部長から答えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡部功君） 佐藤農林水産部長。

○農林水産部長（佐藤一喜君） 先ほど市長がお答えいたしましたように、市長の方から平成23年2月にJ A秋田しんせい営農生活振興協議会の方へお話をし、そのときに組合長へも直接お話をしているということです。その後につきましては、私は23年度に農林水産部長を拝命いたしましたので、前の部長から引き継ぎを受けております。その中身につきましては、秋田由利牛振興公社についてはJ Aの方とも話をしている、9月議会までには具体的な執行部案を出すようにというような中身を含めまして私の方で引き継ぎを受けました。その後、4月に入りましてから、この問題を12月に説明するまでの間にはJ Aの方と8回ほど事務打ち合わせもしましたし、また、市長と組合長の2回の懇談会等もありまして、その中でお話をさせていただいております。その中でJ Aの方からは、東日本大震災の影響や、それから先ほど市長が答弁しました、ゆり高原ふれあい農場の経営状況など、そのようなことも心配されているというようなお話はあったということでございます。御理解をお願ひしたいと思ひます。

○議長（渡部功君） 22番齋藤作圓君。

○22番（齋藤作圓君） 私はこの問題を深く追及してどうこうということじゃなくて、こういうことが、結果的に由利地域の農業問題とか畜産問題とか、あるいはJ Aと行政の問題へと引きずっていくおそれがあるので、きちんとした判断を示した方がよろしい

ということでお伺いをしているわけであります。

今、市長が言われた平成23年2月といいますと、これは大震災が3月11日でございますから、まだ一切関係のない状況の中のお話だったわけです。そういうことを考えて、振り返ってみますと、昨年の12月議会で土田議員に答弁した内容は、大震災のことが大きく前面に出て、そのほかのことは出てないわけです。そういうことではなしに、やはりこちらでは議会で可決したわけですから、少なくともこれからの畜産振興のあり方について、JAとしては役員会できちっとその辺の協議をして、それでなおかつだめだということであれば、市に対してこれはちょっと無理だということであるのが筋であります。役員会や総務会に一つも議題としてかからないで、ただ話し合いだけやって、それであと終わってるなんていう、こんなばかな話はないわけですから、そこをきちっと整理して、これからの由利本荘の農業は、JAと行政とが、密接な関係を持って共同作業を進めていくということでないと思いませんので、市長、もう一度そこら辺をきちっとすべきだと思います。JAからのそういう断られ方で、ああそうですかというわけには本当はいかないということ、最後、市長から答弁してください。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 齋藤作圓議員のおっしゃるとおりですが、今後においても農協とは連携を密にして、言うべきことは申し上げていきたいと考えております。そういう意味で、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（渡部功君） 22番齋藤作圓君。

○22番（齋藤作圓君） 終わります。

○議長（渡部功君） 以上で、22番齋藤作圓君の一般質問を終了いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時07分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。3番佐々木隆一君の発言を許します。3番佐々木隆一君。

【3番（佐々木隆一君）登壇】

○3番（佐々木隆一君） 日本共産党の佐々木隆一であります。私は日本共産党を代表し、市長並びに市当局へ質問いたします。

1、市職員の不祥事防止について。

不適切な事務処理や不祥事などが相次いでいます。7月24日、議会議長名で、相次ぐ不適切な事務処理の発生及び職員の不祥事に対する申し入れを行い、8月17日に市長より、不祥事等の再発防止等と職員の行動指針の策定について、書面で回答を受けました。市職員は公僕として高い倫理観を求められるのは当然であります。市当局としても、不祥事の発生、注意など、改善策、処分を型にはめ、従来のように繰り返してきたとしか見えません。

市としては、8月1日付で由利本荘市不祥事等再発防止検討委員会設置要綱を定め、8日、第1回の検討委員会を開催して再発防止の検討を進めているようですが、どのような話し合いがされたのでしょうか。

私は昨年3月議会での一般質問で、職員の定員適正化と人事異動について質問をしております。そこでは、市町村への権限移譲がかなりあり、職員の仕事量が以前よりも多くなってきている。それでも定員適正化のもと、職員が減らされ、退職者の3分の1程度の新規採用、あとは臨時職員などで対応するというのは、職員の過重負担になり、職員を減らしての安易な定員適正化は見直すべきだと質問しましたが、市長の答弁は従来の繰り返しでありました。

また、人事異動について、私は地方自治の原点に立ち、私情を持ち込まず、公正・公平、適正な異動であるべきと訴え、また、旧本荘市と旧7町、本庁と総合支所などの間で、ややもすれば不協和音があるのではないかと心配する市民や職員の声を紹介しました。

平成22年3月、長谷部市長最初の人事異動で、市長選挙の論功行賞のような人事があったのではないかと指摘する市民や庁舎内の声もありました。もしそれらの声が当を得ないものであったら、ご容赦ください。

また、人事については、おおむね3年として職歴・経歴を参考にするとしています。一例であります。私は昨年まで農業委員を務めさせてもらいました。平成17年の合併後、本年まで事務局長は在職2年の方が3人、あとは1年ずつ2人です。今お世話になっている議会の事務局長は、在職3年、2年が1年ずつで、あとは1年ずつで、3人目です。旧本荘市の議会の事務局長について調べました。平成に入ってからだけでありますが、在職3年、5年、2年、4年、2年です。現在の部長・課長などの管理職も1年での異動が見受けられます。もちろん合併後の人事は前市長の意向もありますし、どうしてもやむを得ない事情があり、1年での異動も中にはあるでしょう。しかしながら、1年などの短期間の場合、一般論としては仕事や人を覚えるだけで精いっぱい、ましてや経験の浅い管理職の場合、一般の職員に過重な負担がかかってくることであります。

私は、長ければよし、短ければだめだと言っているのではありません。市長が答弁で言う適切かつ効率的な人員配置、異動になっていないのではないかと気がするわけがあります。いかがでしょうか。答弁を求めます。

条例に定める職員の定数は1,497人ですが、現在の職員は何人でしょうか。臨時、アルバイト、嘱託職員は何人でしょうか。市町村への権限移譲により、職員の仕事量が過重になってることは前述しました。広大な面積を有する本市でありますから、職員を増員する必要もあろうかと思われれます。職員の減員、一部職員の短期間の異動の繰り返し、これらが、不祥事の一因となってきたこともあるのではないのでしょうか。

市長の政治姿勢は行動する市長であり、市民の皆さんの声に耳を傾け、その声を政策に反映させ、市民とともに歩む市政を進めていくためには、議会初め職員の皆さんの協力・共同が不可欠であります。どうか一人一人の職員に心配り、目配りをし、ガラス張りで信頼感のある職場を醸成していただきたいと思っております。市長の答弁を求めます。

2、消費税増税による市への影響は。

民主・自民・公明3党が消費税増税法を深夜の密室談合の後、本会議において可決成立しました。2年後の2014年4月に8%、さらに翌年15年の10月に10%に増税しようとするものであり、民・自・公は消費税を倍増して13.5兆円もの負担増を国民に押しつけ

るものであり、ある試算によりますと、増税後の家計の可処分所得は最大で実質9%も減少するとのことであります。これは1カ月分の給料が吹っ飛んでしまうほどの打撃であります。

10%への消費税の倍増は、全ての中小企業を脅かし、脆弱な内需に決定的な影響を与えます。

国民の多数が反対し、極めて重大な結果が想定される法案を、3党は国民に隠れ、密室談合を繰り返し押し通しました。これほど明白な公約違反の暴挙はありません。民主党は前回の総選挙で、4年間は消費税は上げないと公約したのであります。野田首相は当時の全国紙のアンケートに、任期中の増税に反対と答えています。民主党政権は増税は社会保障のためなどと説明してきましたが、社会保障と税の一体改革に盛り込んだのは、年金給付の削減、年金支給開始年齢の引き上げ、医療・介護の負担増、さらに法人税の引き下げの検討もあり、一体改革の看板は、まるで社会保障の切り捨て・解体であり、公共事業と大企業減税のための増税ではありませんか。

8月29日の参議院本会議で野田首相の問責決議が可決されました。消費税増税を進めた民主党は、参議院からノーの審判を下されたこととなります。

消費税が増税され2倍になれば、市に入る地方消費税交付金が増額されたとしても、市民の生活が苦しくなるのは火を見るより明らかでしょう。本市の商工会のトップクラスの方でさえ、消費税増税は地域経済が落ち込むと否定的な見解であります。

県の試算によれば、消費税増税で県民負担は概算で1世帯当たり約26万円となり、県税収入も当然ながら漸減傾向になります。本市の財政推計も大幅に見直す必要があるのではないのでしょうか。

市当局で課税される全ての物件が10%になると、公共事業など市当局の影響はどのくらい予想されますか。あわせて消費税10%増税に対する市長の見解を求めます。

3、オスプレイの配備、低空飛行訓練についてであります。

全国各地で反対の声が高まる中、米海兵隊の新型輸送機オスプレイの配備を決め、山口県岩国基地に陸揚げを強行しました。オスプレイは、翼の部分に回転翼がつくユニークな機体で、両翼端の入った円筒部分の角度を変えることで固定翼機とヘリのモードをチェンジし、滑走路が不要で垂直離着陸や空中停止が可能で、上空では固定翼機として高速で長距離を移動します。

しかし同機は、開発段階から実戦配備された後も何度となく墜落事故などを繰り返し、58件の事故で、30人以上が亡くなっており、アメリカの中でさえ未亡人製造機と酷評されているのであります。

日本全国で低空飛行訓練が計画されており、公表されている6つのルートのうち、ピンクルートは本県の大館市、北秋田市、仙北市、大仙市、横手市、由利本荘市と出羽丘陵を縦断し、山形県小国町で駅や役場など目立つ建物が仮想の攻撃目標になっている可能性があります。

ピンクルート直下の大館市では、2年前、低空飛行する米軍機(F16)の衝撃音で比内地鶏が大量圧死。翌11年3月には、ブラウンルートの岡山県津山市で低空飛行の衝撃で民家の土蔵が崩壊。94年10月には高知県北部の早明浦ダム上流で墜落。さらに99年、岩手県釜石市でF16戦闘機が墜落。最近では7月22日、千島列島沖で三沢基地のF16が

墜落しています。

原子力発電所と墜落が相次ぐオスプレイ、悪夢のような組み合わせがあります。24年前の1988年6月25日、愛媛県伊方町の伊方原発から800メートル先にオスプレイが墜落するという事故も起きていました。この事故は過去の問題ではありません。伊方原発のある佐田岬半島上空は、沖縄と岩国基地を結ぶルートにもなっており、88年の事故後も普天間基地に所属する海兵隊ヘリの不時着や目撃情報が相次いでいます。

オスプレイの使用が予定されている低空飛行訓練、ピンクルートの一つになっている秋田県内の共産党議員団と地区委員会は、自治体の首長に対し、オスプレイの配備中止を米国に求めるよう政府に申し入れること、危険な低空飛行訓練を実施しないように日米両政府に申し入れることなどを求めており、既に25自治体中、21自治体で申し入れを行い、行政当局からも不安や反対の声が寄せられています。

私も7月24日、由利地区委員会、小野健地区委員長とともに市当局に申し入れました。応じた石川副市長は、住民の安全が最優先である、市長に伝えるとのことでありました。

オスプレイの配備が、普天間基地がある沖縄だけでなく、低空飛行訓練が予定されている日本列島の北から南までの全国で住民の生活を脅かし、墜落の危険をもたらすことは、いよいよ明らかになっています。配備される普天間基地は、住宅密集地の中にある世界一危険な基地です。そこへ世界一危険なオスプレイを配備するのは許されません。日米両政府はオスプレイの配備計画を中止すべきであります。

米政府は、オスプレイ配備を日米安保条約に基づく権限だと言い、日本政府も受け入れについて安保条約上の義務だと言っています。しかし、それなら安保条約そのものをなくせということになります。沖縄の琉球新報社説は「日米安保崩壊への警告だ。」と書き、愛媛新聞は「オスプレイ配備を中止し、安保見直す契機に。」と書いているのであります。

安保を盾に配備を押しつけるのではなく、配備を中止し、アメリカへの従属的な安保条約をなくしていくことこそ、根本的な解決への道と考えるものであります。

本市上空は明らかにピンクルートであり、低空飛行訓練の空域となっています。市民の安全・安心のためにも、市長は国に対してオスプレイ低空飛行訓練に反対すべきことを働きかけていただきたいと思います。答弁を求めます。

4、脱原発をめざす首長会議へ加入を。

7月16日、原発ゼロを求める国民の意思が東京代々木公園に集結しました。さようなら原発10万人集会に炎天下、全都道府県から参加した17万人が、野田内閣に原発からの撤退を迫りました。手書きのプラカードやゼッケンに、やむにやまれぬ参加者の気持ちと怒りが込められています。原発再稼働やめよ、原発なくせ、野田首相は全国にこだまするこうした国民の声を聞くべきです。

原発事故は収束にほど遠く、避難させられた10万人を超える県民は、住みなれた故郷で元の生活を取り戻す見通しさえ立っていません。東電による賠償や政府による除染もおくれており、それに関西電力大飯原発を初め全国の原発の再稼働に動き出し、今後も原発に依存しようとしているのであります。

事故の収束のめども立たず、原因究明も尽くされていないのに、二度と福島のような

事故は起きないと根拠のない安全神話を振りまいて原発再稼働を強行する野田政権に国民が怒りの声を上げるのは当然です。野田首相が原発再稼働や原発依存を断念しない限り、国民の声がやむことはありません。デモや集会は、国民が直接その意思を表示する大切な機会です。政治家がその声を聞かなければ、民主主義の資質が問われることとなります。

原発関連で、当地にも原発誘致の動きがあったことを御紹介します。本年3月の朝日新聞秋田版の記事「秋田と原発」での証言記録によれば、東北初の原発誘致合戦を能代市と本荘市でやっていたことが掲載されています。さらに本荘市議会誌などによれば、昭和35年6月議会で原子力発電所の誘致運動に乗り出すつもりであるかどうかの一般質問があり、翌36年6月議会では、本荘市水林地内に原子力研究所並びに原子力発電所を設置されたいという内容の陳情書提出についての議員発案が可決され、陳情書を関係省庁へ送付しています。昭和38年に本荘市議に初当選した共産党の故逸見久吉氏は、議会などで反対の論戦を展開していきました。その後、反対運動の高まりなどもあり、東北電力は宮城県女川町への原子力発電所の設置を決めたのです。

歴史に「もし」はありませんが、もしあの時代に原発が誘致されていたらと思うと、身のすくむ思いがします。改めて、逸見氏らこの地の良識ある先輩の皆さんに敬意を表したいと思います。

さて、4月28日、脱原発をめざす首長会議の設立総会が開かれました。福島第一原発事故で被災した福島県の桜井勝延南相馬市長ら15人の現・元首長の呼びかけで行われたもので、設立総会当初は70人の市町村特別区の首長や首長経験者が加入しています。7月18日現在、76人が入会しており、秋田県内では門脇光浩仙北市長、8月末に再選された高橋浩人大潟村長が加入しています。非核平和都市宣言をしている本市としても、ぜひ加入していただきたいと思います。市長の前向きな答弁を求めるものであります。

5、難聴者対策に磁気誘導ループの準備を。

現在、難聴者は軽度の方を含めると600万人いると言われていています。高齢化が進む中、70歳以上の約半数の人が難聴になっていくという統計もあり、その中の老人性難聴と言われる人のうち、補聴器を使っている人は10%から20%と言われていています。

聴覚障害者も含めた難聴者のための磁気誘導ループというものがありますが、建物に固定して設置するもの、あるいはポータブル型、携帯できるものなどいろいろあって、アンプやその他のものも合わせて20万円から60万円くらいのものでさまざまなメーカーのものがあるようであります。

特に大人数で会話する場合、あるいはホールなどの広い空間や周囲の雑音などが多い場合では音声聞き取りにくいことがあり、それを補うものとしてマイクからの音声のみ拾うという磁気誘導ループ、あるいは赤外線補聴援助システム、FM補聴システムといった補聴器サポートシステムがあります。この中の磁気誘導ループは、マイクからの音声信号をループアンテナに流すとテープに電磁波が発生し、直接受信機である補聴器に送るため、マイクからの音だけが補聴器に入るので、騒音の中でも聞き取りやすくなり、特別なアダプターを利用しますと人工内耳の方も利用できます。聴覚に障害のある人、あるいは難聴の人の社会生活の利便性向上や、社会参加と情報を得やすい環境づくりの推進のため、市の公共施設への磁気誘導ループの導入・設置を検討していただきました。

いと思います。答弁を求めるものであります。

以上であります。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） それでは、佐々木隆一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、市職員の不祥事防止についてにお答えいたします。

まず初めに、不祥事等再発防止検討委員会の話し合いの内容についてであります。発生原因として、職員間のコミュニケーション不足、職員の危機意識・使命感の欠如、業務量増加による管理・チェック体制の希薄化、専門知識習得意識の希薄などが挙げられ、再発防止のためには職員一人一人の抜本的な意識改革が必要不可欠であるという結論に達したところであります。

齋藤作圓議員の御質問にもお答えいたしました。現在、由利本荘市職員行動指針の策定を進めており、今後、この指針を常に心にとどめ、全体の奉仕者として全力で職務を遂行させる所存であります。

次に、人事異動についてであります。私は市民サービスの向上を大前提に、個々の経歴や職歴、人事異動に関するヒアリングや職員の自己申告書などを参考に、さらには職員の能力、意欲、積極性を加味し、適材適所を念頭に実施してまいりました。

しかしながら、近年、職員数の減少や専門職員の退職などにより、経験年数の浅い職員が多い職場があることも事実であります。

各課の業務ヒアリングでは、専門性が要求される業務によっては長期の在職も考慮してほしいとの意見が多く出されたことから、専門性の維持に関しては慎重に検討してまいります。

また、職員数であります。平成24年4月現在、正職員が1,081名で、このほかに臨時・嘱託職員及びアルバイト合計で700名ほどとなっております。

これまで正職員数につきましては、合併後10年間で300人の削減を目指して、退職職員数の3分の1程度の新規採用を実施してまいりましたが、早期退職者もあり、現在、合併時から265名の減と目標を上回る進捗であります。

こうしたことから、来年4月の新規職員の採用については、退職者数の3分の1に加え、新たに即戦力としての職務経験者枠を設けたほか、土木系技術職の採用も計画しているところであり、業務量に見合った職員体制と適材適所により事務ミスの防止に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2、消費税増税による市への影響はについてお答えいたします。

改正法案では、増税となる消費税等のうち、地方消費税については税率換算で現行税率1%を段階的に引き上げ、平成27年10月から2.2%にする計画となっております。国では、国と地方を合わせた5%の税率引き上げによる増税見込み額を約13兆5,000億円と試算しております。

平成24年度一般会計当初予算で試算した場合、都道府県と市区町村の配分が定まっていないため、歳入の試算はできる状況にありませんが、歳出への影響額は約7億円と見込まれます。

市の財政計画については、平成27年度以降の総合発展計画の策定とあわせ、見直しし

てまいります。消費税等の税率改正に伴う地域経済への影響、市税収入への影響額などについては、さらに詳細な情報確保に努めながら今後の財政計画に反映してまいります。

なお、増収分の使途は、社会保障給付費並びに少子化に対処するための施策に要する経費が基本となっており、医療費を初め増大する社会保障費に対処する有効な財源になり得ると考えております。

次に、3、オスプレイの配備、低空飛行訓練についてにお答えいたします。

米軍の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備及び低空飛行訓練につきましては、去る6月29日に米国政府から日本政府に対し、沖縄県普天間飛行場への配備について通報があり、7月23日には一時駐機先として山口県の米軍岩国基地に12機が陸揚げされたところでもあります。

こうした中、7月11日付、秋田県企画振興部長からの文書において県の方針が示されております。

その内容につきましては、「オスプレイの配備は、外交・防衛に関する事項であり、まずは日本政府が責任を持って対応すべきものであるが、県民の安全・安心を確保する観点から、引き続き日本政府の対応等を注視する。」としております。

低空飛行訓練については、「具体的な訓練計画等について情報収集を継続し、本県上空での訓練が予定される場合には、県民の安全・安心を守るため、国に対して具体的な説明と対応を申し入れていく。」としております。

また、7月19日の全国知事会議においては、MV-22オスプレイの配備及び飛行訓練に関する緊急決議がなされており、安全性について確認できていない現状では受け入れることができないとし、同時に、政府において安全性や事故原因、飛行訓練による周辺住民への影響などについて、具体的内容を明らかにするとともに、関係自治体の意向を十分尊重して対応するよう強く求めるとした決議文を関係大臣に提出しております。

本市といたしましても、東由利・鳥海の両地域が予定訓練コースに含まれていることを踏まえ、引き続き情報収集を行うとともに、県と連携を取りながら市民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、4、脱原発をめざす首長会議へ加入をにお答えいたします。

東日本大震災により福島第一原子力発電所が被災し、その放射能により、現在もなお多くの方々が日本全国に避難し、なれない生活を強いられておりますことに心よりお見舞いを申し上げます。

脱原発首長会議への加入についてでございますが、本市は非核平和宣言都市であり、被災地と同じ東北の首長としてその趣旨には賛同するものの、会議の動向を注視してまいりたいと考えております。

私は、自治体の首長の第一の責任は住民の生命・財産を守ることと考えており、その責任を全うしてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、5、難聴者対策に磁気誘導ループの準備をについてにお答えいたします。

平成18年の身体障害児・者実態調査の結果では、国内の聴覚障害者は27万6,000人となっております。実際にはこれに加えて、障害認定までに至らない、または難聴に関して自覚のない高齢者の方が相当数いると想定されます。

磁気誘導ループは、音源を専用のマイクからアンプを通じて増幅した電流に変え、ループ状の電線に流して磁場を発生させます。ここで対応の補聴器を利用すると、音が直接耳に届き、はっきり聞こえるということで、機材を所有している秋田県社会福祉協議会によると、難聴者の方にとっては有効な技術のようであります。

秋田県内の施設で設置しているのは県立豊学校の1カ所のみであり、自治体での導入事例はないようでございます。また、ポータブル式の磁気誘導ループについては、秋田県難聴者・中途失聴者協会と秋田県社会福祉協議会が所有しております。

公共施設への導入設置につきましては、県内の導入例の活用状況なども参考にしながら調査・研究してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上であります。

○議長（渡部功君） 3番佐々木隆一君、再質問ありませんか。

○3番（佐々木隆一君） 2、消費税増税による市への影響は、の1点について再質問します。

市長は、社会保障の有効な財源として云々との答弁でありましたが、しかし、社会保障と税の一体改革に盛り込んだのは、先ほどの繰り返しになります。年金給付の削減、年金支給開始年齢の引き上げ、医療・介護の負担増、法人税の引き下げです。これをやられたら、地域経済はもうたまったものでありません。ぜひ認識をお改めいただき、市民の目線、市民の立場に立っていただきたいと思っております。いま一度の答弁をお願いします。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） ただいま答弁をさせていただきましたとおり、増収分については社会保障給付費、少子化に対処するための施策に要する経費が基本となっておりますので、医療費を初め増大する社会保障費に対処する有効な財源になり得ると考えております。

○議長（渡部功君） 3番佐々木隆一君。

○3番（佐々木隆一君） 終わります。

○議長（渡部功君） 以上で、3番佐々木隆一君の一般質問を終了いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時42分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。2番伊藤岩夫君の発言を許します。2番伊藤岩夫君。

【2番（伊藤岩夫君）登壇】

○2番（伊藤岩夫君） 公明党の伊藤岩夫でございます。議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

さて、公明党は、不変の原点である大衆とともにの立党精神の淵源となった、公明党の前身である第1回公明政治連盟全国大会が昭和37年9月13日に開催されてから、ことしでちょうど50年目を迎えました。

公明党は立党以来、民衆の党として生命・生活・生存を最大に尊重する、真に人間主

義を貫いてきました。今、流動化している政局の中で、国民・大衆のためにとの軸をぶれずに貫いているのは、公明党だけであります。

社会保障と税の一体改革修正協議においても、増税前に、1つ、社会保障制度改革国民会議で社会保障の全体像について結論を出すこと、2つ、経済成長目標の導入と具体策としての防災・減災対策の実施、3つ、増税時には必ず低所得者対策を実施する、との3点を3党合意に盛り込ませ、党内事情に翻弄される二大政党の間に入り、ぎりぎりのところで法案を成立させ、責任ある新しい社会保障制度の道筋をつけることができました。

公明党の立党精神は「大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいく。」でございます。この精神が全国の公明党議員一人一人の胸中に赤々と燃えています。私も大衆の側に立ち、市民の目線に立った市政を目指してまいります。

それでは、通告に従い、大綱3点について質問に入らせていただきます。

初めに、大項目1、教育環境施策についてお伺いいたします。

(1) 学校運営協議会制度（コミュニティースクール）についてお伺いいたします。

学校運営協議会制度（コミュニティースクール）は、これまでの学校運営の改善の取り組みをさらに一歩進めるものとして、平成16年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により導入されたものであります。

その目的として、学校運営協議会を通じて、保護者や地域の皆さんが一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校、家庭、地域社会が一体となって、よりよい教育の実現に取り組むことが可能とされることが挙げられております。

その位置づけは、校長が必要に応じて学校運営に関して保護者や地域の方々の意見を聞くこれまでの学校評議員制度と違い、教育委員会により設置され、学校の運営について一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関であり、その機能を持つことであります。

ことし7月の教育民生常任委員会行政視察で石川県白山市の白山市立白嶺小・中学校を視察してまいりました。この学校は小中一貫校として平成20年に統合し開校したものでありますが、その基本構想には、地域社会に開かれた新たな学習環境としての複合化した学校づくり、地域と連携する施設及び機能を有し、市民が誇れる学校づくりといったハード面での考え方が考慮されておりました。

ここでは、学校の一部を生涯学習施設として地域に開放する工夫、グラウンド、体育館の地域開放など、地域と連携する施設の考え方が明確につくり上げられておりました。また、小中一貫教育による子供同士のコミュニケーションの向上など、地域に住む人たちが一体となって、まさに地域のシンボルとなる学校を目指しておりました。

いじめなどの問題を教師や学校だけでなく、保護者や地域の関係者を含めた、子供をめぐる全ての人々が一致して解決に当たるため、学校を開かれた存在にすることが重要であります。また、地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことで、地域全体の活性化も期待されます。

本市においては、昨日の秋田魁新聞に掲載されておりましたが、県内では大館市の城西小学校に次いで2校目となる矢島小学校において、この9月13日に地域運営校に指定

される予定とされております。また、紙面によれば、市教育委員会では指定校を市全域に広げたいとしております。

導入に際しての課題はあるものの、教育環境の諸課題（教育人材、学区の広範化、いじめ問題、地域特性等）に対応する有効な制度として考えます。今後の教育長のお考えをお聞かせ願います。

次に、（２）通学路の安全対策についてお伺いいたします。

本年４月２３日、京都府亀岡市で、軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込み３人が死亡、７人が重軽傷という事故が発生し、その後も各地で登下校時の児童が死傷する痛ましい事故が立て続けに発生しました。事故に遭われました方々に対しまして、心から哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

さて、これを受けて文部科学省では、去る５月１日付で各都道府県関係機関に学校の通学路の交通安全確保についての依頼を通知しました。

通学路の安全点検については、６月１日に市民ネットの湊議員が一般質問をしておりますが、今回はその後の対応状況ということで質問をさせていただきます。

平成２４年版交通安全白書によると、昨年１年間の交通事故死者数は４,６１２人で、１１年連続の減少となり、交通戦争と言われた１９７０年の１万６,７６５人のピーク時の３割以下となりましたが、負傷者数は今なお８５万人を超え、まだ交通戦争は終わっていないと言っても過言ではないと思います。

しかも、死者数の中で歩行中が占める比率が上昇しております。交通事故死者数を状態別に見た場合、２００７年までは自動車乗車中が最多でしたが、２００８年以降は歩行中が自動車乗車中を上回り、最多となるようになりました。

公明党は、２０年前から通学路総点検を提唱し、子供たちの命を守るために全力で取り組んでまいりました。亀岡市の事故などを受け、本年４月２６日、党政務調査会に新たに通学路の安全対策プロジェクトチームを設置。プロジェクトチームは５月１６日、文部科学大臣に対して通学路の安全対策について緊急提言を行いました。

その結果、５月３０日には、通学路の交通安全の確保の徹底について、文部科学省、国土交通省及び警察庁から全国に通知が発せられ、全ての公立小学校で緊急合同総点検が実施されることとなり、６月２６日には通学路の安全対策のための有識者による懇談会も設置されました。

今日求められている対応は、官民の知恵を結集し、国民の意識改革をも見据えた総合的な通学路の安全対策であります。

本市においては、冬季の雪による通学路の変化も念頭に置かなければなりません。除雪による歩道の閉塞、また、中学生においては夜間の自転車帰宅時の道路照明の状況など、普段と違う状況の点検も必要です。

緊急合同点検への対応状況については、１１月までに文部科学省へ報告することとなっているようですが、本市における緊急合同総点検の実施状況をお伺いいたします。

また、本来、通学路の安全点検は継続的に行われていなければならないものと思います。今後どういう形で継続していくのかも伺いいたします。

次に、（３）教職員の防災士資格取得についてお伺いいたします。

防災士は、日本防災士機構が認証した研修講座実施機関で実施する防災科学・実学を

受講し、防災士資格取得試験に合格し、認定資格を取得した人のことではありますが、自助・共助を原則に、社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上のための活動について十分な意識・知識・技能を持つ人間として期待されます。

防災士の活用は、今般の自主防災組織の強化もそうではありますが、特に教育環境にあっては、児童生徒が学校にいる時間帯に大規模な災害が発生した場合には、教職員が子供たちの命を守る必要があります。また、小中学校は地域の避難所に指定されております。教職員が防災士の資格を所得し、災害に強い学校をつくり、児童生徒の命を守るために有効な手段であると考えます。

防災士として最低限修得すべき防災知識・技能を、本資格を取ることで災害時のノウハウを学習することになり、教職員の災害時の心構え、迅速な対応につながり、自助・共助の活動を災害発生時に実践する人材として期待できます。

特に子供を守る観点から、教職員の積極的な防災士の資格取得を考えてはどうでしょうか。当局のお考えをお伺いいたします。

次に、大項目2、地域施策についてお伺いいたします。

(1) 地域維持型契約方式の活用についてお伺いいたします。

地域の建設業者は、災害対応、除雪、インフラの維持管理等、地域社会の維持に重要な役割を担っています。

しかしながら、特に地方圏において、企業体力の低下、企業の小規模化が進んできていることから、採算性が低く、一定の労働者や機械の確保が必要となる地域維持事業を行い得る企業が減少し、このままでは最低限の維持管理等まで困難となる地域が生じかねないなど、将来の対応に懸念が広がっております。

こうした中、政府は、国土交通省の建設産業戦略会議が6月にまとめた提言、建築産業の再生と発展のための方策2011を踏まえ、昨年8月に、災害対応や除雪、インフラの維持管理などを対象とした新たな入札契約適正化指針を閣議決定し、地域維持型契約方式の導入を提唱いたしました。

具体的には、複数の種類・工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年を契約単位とする包括発注、地域維持事業の実施を目的とした建設業者で構成する地域維持型建設共同企業体などの活用を打ち出しました。

適正化指針の施行に伴い、地域維持型契約方式の導入に必要となる地域維持型建設共同企業体の運用準則が定められたことを受け、国土交通省は昨年12月に、地域維持型JVの具体的な運用方法を各地方整備局や都道府県などに通知しております。

しかし、国土交通省が47都道府県と19政令市を対象に本年3月5日時点で実施した調査によりますと、全体の8割以上の自治体が、新たに導入した地域維持型契約方式を活用していないことが明らかとなりました。

今後増加が見込まれる社会資本の維持管理等も含め、地域の維持管理が持続的に行われるようにするためには、担い手である建設企業の持続的な体制確保に資する地域維持型契約方式の活用が期待されます。

秋田県においては、いち早く地域維持型契約方式を導入し、全国に先駆けて実施していますが、本市においてはこうした地域維持に関する施策についてどのような取り組みをしているかお伺いいたします。

また、本市における建設業業務について、今後の地域維持型契約方式の導入の可能性をお伺いいたします。

次に、（２）農水省、食料品アクセス問題への取り組みについてお伺いいたします。

日本国内で著しく進行する少子高齢化や飲食料品店の減少などの状況のもと、生活のための基本的な買い物にも困るといふ、いわゆるフードデザート（食料砂漠）、買い物弱者問題が顕在化しています。

農水省では、高齢者等の消費者がこれら食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる状況を食料品アクセス問題とし、この問題への対応を図るため、さまざまな点から分析し、不便や苦勞を軽減するために必要な取り組みを推進しております。

例えば、昨年11月から12月に、問題を解消するために各自治体等が実施している対策の状況等を明らかにし、今後の施策の参考とするため、東京都特別区を含む1,742市区町村に対しアンケート調査を実施しております。

調査結果では、市町村の75%が何らかの対策が必要だとしながらも、そのうちの4分の1が対策の検討すらしていないことがわかりました。

対策の実施も検討もしていない市町村では、「どのような対策を実施すべきかわからない」が27%、「対策の必要性が低い」が21%、「財政上の問題から対策を実施できない」が20%、これらを理由に挙げている市町村が多く見られております。

また、対策が必要な背景として、「住民の高齢化」が97%、「地元小売業の廃業」が73%、「商店街の衰退」が50%などが多くなっております。

一方、何らかの対策を実施している460市町村では、「コミュニティーバスや乗り合いタクシーの運行支援」が圧倒的に多く、73%となっております。「空き店舗への出店・運営支援」が27%、「宅配や買い物代行」が24%という結果であります。

農水省では、全国の地方公共団体や民間事業者等が問題の解決に向けた取り組みに役立てられるよう、食料品アクセス問題ポータルサイトを開設しております。そこでは、農水省の施策や調査結果等の紹介のほか、関係府省・団体の施策や取り組み事例等の情報が提供されております。

本市における、同様な問題を抱える地域の問題解決に向けた取り組みをお伺いいたします。

次に、（３）コミュニティーバスの運行状況についてお伺いいたします。

市コミュニティーバスは現在8路線で運行されておりますが、既存の公共交通との兼ね合いから、真に住民利用者の要望どおりに運用がされていない状況があります。

例えば、コミュニティーバスと公共交通機関との連絡について時間、乗車場所等がうまくつながっていない、乗車したいのに空車の状態でコミュニティーバスが通過してしまったなど、特に試験運行路線については多くの課題があるようです。

路線ごとのコミュニティーバスの運行状況について、当局の課題認識をお伺いいたします。

また、現段階で運行または運用に課題がある場合、課題解決についてのスケジュールを御説明願います。

次に、大項目3、コンビニにおける証明書等の交付についてお伺いいたします。

現在、一部自治体で実施されているコンビニ交付サービスは、交付業務を委託する自

自治体が発行する住民基本台帳カードを利用すれば、セブンイレブンの約1万4,000店舗のマルチコピー機から住民票の写しや各種税証明書などを入手することができます。このサービスに、2013年春から業界2位のローソンと同4位のサークルKサンクスも参入することになりました。

コンビニ交付は、2010年2月から東京都渋谷区、三鷹市及び千葉県市川市で試験的に始まりましたが、総務省の調べでは、本年5月7日時点で、交付業務をセブンイレブンに委託している自治体は46市区町村で、今年度中の新規委託も福岡市など11市町村にとどまっています。

住民票の写しや各種税証明書などをコンビニで入手できるコンビニ交付サービスは、現在利用できるのがセブンイレブンに限られていることなどにより、一部自治体での実施にとまり、普及が進んでおりませんが、来春から大手2社の参入が予定されており、参加自治体数の増加も見込まれ、今後の展開が期待されます。

コンビニ交付サービスは、自治体で時間が異なる場合もありますが、自治体の窓口が開いていない日でも、朝6時半から夜11時までの間、証明書を取得することができ、住民が必要なときに都合のいい場所でサービスを受けられ、自治体にとっては住民サービスを向上させられるほか、窓口業務負担の軽減など、コスト削減の効果にもつながる施策であります。

来春からの参入企業拡大に伴い、住民サービスの向上のためにも今後積極的に取り組むべきと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

以上、大綱3点、7項目について質問させていただきました。市民にとってわかりやすい答弁をお願い申し上げ、壇上での質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 伊藤岩夫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、教育環境施策について、（1）学校運営協議会制度（コミュニティースクール）について、（2）通学路の安全対策について、（3）教職員の防災士資格取得については、教育長からお答えいたします。

次に、2、地域施策について、（1）地域維持型契約方式の活用についてにお答えいたします。

御指摘のとおり、全国的な建設投資の減少に伴い、建設業者の体力低下や小規模化が進み、地域の安全・安心に不可欠な地域社会資本等の維持、災害の対応、除雪など、地域維持型業務の将来にわたっての持続が懸念されております。

こうした状況の中、国は昨年8月に複数の工種・工区をまとめ、複数年にわたって一つの契約単位とし、地域精通度の高い建設業者の共同企業体へ地域維持事業を発注する地域維持型契約方式を指針として示しております。

この契約方式の実施に当たっては、道路、河川等の管理において、巡回点検、清掃、修繕など施設の包括的な維持管理業務の発注を想定しており、零細施設が入り組んだ本市の現状では、効率性、経済性において有効であるか検討が必要であると考えております。

また、現に職員が対応している業務も対象となることから、業務の実施に当たっては市民要望との調整にも工夫が必要であると考えております。

現在のところ、全国的にも地域維持型建設共同企業体の運用基準を設けているのが、秋田、青森、長野の3県、地域維持事業の包括契約を実施しているのが、宮城、三重、愛媛など14県であり、近隣市町でも導入事例がなく、今後の検討事項となっているようであります。

しかしながら、地域社会の災害対応や交通の確保等、市民生活の安全・安心を将来も持続的に確保するため、地域維持型契約方式について、今後、建設業者と協議の場を持ちながら検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)農水省、食料品アクセス問題への取り組みについてにお答えいたします。

日常的に食料品の買い物や飲食が不便と感じている全国の状況やその対策事例を、農水省が食料品アクセス問題のサイトで紹介をしております。

御質問の本市での取り組み状況であります。福祉施策として、高齢者や障害者の方々への配食サービスや買い物の支援、公共交通施策としてはコミュニティバスや循環バスの運行などであります。

また、民間事業者による食材の配送事業なども行われておりますが、買い物弱者対策については、消費者の利便性の向上を図ることに加え、地元商工会員の事業活動と連携した取り組みが必要と考えます。

このようなことから、8月に県の緊急雇用事業を活用し、市商工会への委託事業として市民の買い物に関する動向調査に着手いたしました。

内容は、消費者ニーズの把握や地域での商業活動の実態を調査するものであります。

事業期間は来年9月までであり、この調査結果を踏まえ、商工会や関係機関と連携した取り組みを検討してまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、(3)コミュニティバスの運行状況についてにお答えいたします。

現在、市のコミュニティバス等運行事業条例により運行しているコミュニティバスは、4地域、8路線であります。

4月から7月までの利用状況を申し上げますと、本格運行をしている鳥海地域3路線の月平均乗車人数は、中直根線が340人、猿倉線が84人、皿川線が153人で、昨年度に比べ、横ばい、または減少の傾向にあります。

実証運行2年目の西目線については、昨年度の実証運行を分析し、運行日や経路変更などを行った結果、月平均258人となり、一日当たりの平均乗車人数も増加しております。

実証運行初年度の岩城線については957人と、当初見込んだ乗車人数を1割程度下回っている状況であります。これは、高校生の利用も見込んでいたところ、夏場は自転車による通学が大半であったためであり、今後については冬期間の乗車が見込めるものと期待しているところであります。

大内地域においては、高尾線が847人、羽広線が474人となっており、小中学生の通学利用は想定どおりでしたが、一般乗客数については半数程度にとどまっております。

鳥海地域の伏見笹子線については1,015人であり、おおむね想定した乗客数となっております。

これらの路線の運行に対しましては、民間路線バスやJRとの連絡の不具合、ダイヤの再調整、路線の延伸など、利用されている地域住民の方々や町内会からの御要望、御意見をいただいております。

また、フリー乗降区間の乗車に伴う苦情や乗車中の苦情などもございました。

そのため、苦情のあった件につきましては、適正な運転業務の指導を徹底し、利用者への配慮に努めているところであります。

また、今後の路線運行に伴う御要望、御意見につきましても、その解決のため、可能な限り速やかに対応してまいります。

さらに、民間事業者との協議や当該地域における調整に時間を要する課題については、来年度の運行に向け、運行状況を分析・検証の上、地域公共交通活性化再生協議会にお諮りするとともに、議会の皆様に状況の御報告と運行に係る予算措置についてお願いしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、コミュニティーバスは市民生活に欠かせない交通手段でありますので、今後も引き続き利用者の声を運行に反映できるよう努めてまいります。

関係各位には今後ますますの御理解と御協力をお願いいたします。

次に、3、コンビニにおける証明書等の交付についてにお答えいたします。

証明書等のコンビニ交付については、市役所の開庁時間外でも証明書を取得できるなど、市民の利便性の向上に寄与するものと考えております。

しかし、取り扱うコンビニが限られていることや費用負担の面で、現在実施している自治体は、全国で56、県内ではゼロという状況であります。

また、コンビニでの証明書等の交付には住基カードの取得が前提となりますが、現在、本市における住基カードの所持者は約1,400人です。

こうしたことから、現段階ではコンビニでの証明書等の交付導入までには環境が整っていないと考えております。

しかし、現在、国会で審議されておりますいわゆるマイナンバー法案では、住基カードから個人番号カードへ移行し、全国民に無料で交付するとしております。

この法案に基づき個人番号カードが普及した場合には、全ての市民がコンビニ交付を利用できる状況となり、このサービスを実施するメリットも拡大すると推測されます。

市といたしましては、コンビニ交付についてのセミナーへの参加や先進自治体からの情報収集、マイナンバー法の施行時期などを注視しながら、住民サービスの向上を念頭に実施の可能性を研究してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上であります。

○議長（渡部功君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 伊藤岩夫議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、1の教育環境施策について、（1）学校運営協議会制度（コミュニティースクール）についてにお答えいたします。

学校運営協議会は、少子高齢化、核家族化などに伴い、地域の結びつきの希薄化などの社会情勢の変化に柔軟かつ適切に対応していくために、教育基本法の改正を契機に国の教育振興基本計画に明示された制度であります。

この制度では、教育委員会からコミュニティースクールの指定を受けた学校の保護者や地域住民等の代表が委員となり、校長の作成する学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する事項について、設置者である教育委員会または校長に対して意見を述べるなど、一定の権限と責任を持って学校運営に参画いたします。

このことから、コミュニティースクールは地域に開かれ、地域に支えられる、よりよい学校づくりを実現していく機関となります。

全国では、平成24年4月1日現在、1,183校がコミュニティースクールの指定を受けておりますが、本市では本年7月、教育委員会の議決を経て由利本荘市学校運営協議会の設置等に関する規則が公布され、矢島小学校がコミュニティースクールとなっております。

コミュニティースクールにおいては、保護者・地域住民のニーズを反映させた教育活動が展開されることが期待されております。

このことについては、これまでコミュニティースクールに指定された学校長のアンケート結果では、「学校と地域が情報を共有するようになった」が93%ほどとなっております。

今後、矢島小学校の実践をもとに市内各学校に情報提供し、子供の指導方針についての協働、安全・安心の確保、ふるさと教育や体験活動等、教育環境の課題に対応する有効となる本制度の充実と拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)の通学路の安全対策についてであります。本市では、これまで市内全小中学校において、PTAや地域見守り隊などの協力を得ながら通学路の安全点検を実施し、その結果をもとに学区の安全マップをつくったりするなど注意喚起を行ってまいりました。

今回、全国で相次いだ痛ましい事故を受け実施された緊急合同点検は、国土交通省及び県や市の道路管理者、由利本荘警察署、学校職員、市教育委員会職員で実施しておりますが、本市の状況につきましては、まず7月に西目小学校児童の通学路になっている西目高校前交差点で点検を実施し、その後、由利小学校区の森子橋と国道108号の交差点や小友小学校区の三条の交差点など、関係機関と合同で国や県が管轄する市内29カ所の点検を終えております。

点検箇所におきましては、歩行者用信号の設置や注意喚起の路面標示、標識や看板設置など、それぞれの道路状況に応じた有効な対策を確認し、その実現に向けて、合同点検実施後に道路を管轄する関係機関において協議することとなっております。

伊藤議員の御指摘のとおり、夜間の下校時や雪の多い冬期間など通学路の状況は常に変化しますので、市教育委員会といたしましては、各学校に対して一層継続的な危険箇所の安全確認を求めるとともに、その情報を道路管理者や保護者及び地域の方々、警察署などの関係機関と共有し、対策を協議しながら、通学路の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

次に、(3)の教職員の防災士資格取得についてにお答えいたします。

防災士は、さまざまな災害場面で減災と防災力の向上のための活動が期待され、そのために十分な意識、知識、技能を有する者として認められた人に対し、NPO法人日本防災士機構が認定する資格であります。

有資格者は、災害時においては、家庭はもとより地域や職場において人々の生命や財産にかかわる被害が軽減されるよう、災害現場では地域の防災リーダーとして活動するなど、大きな役割が求められております。

各学校では、安全管理計画により、火災や地震などを想定した避難訓練を実施しておりますが、昨年発生した東日本大震災を契機に、津波発生時における避難訓練や登下校時の対応など児童生徒と教職員が一体となって防災教育に取り組んでおります。

さらに、学校は避難施設となることから、教職員も子供たちの動向を把握しながら避難所の運営に携わっていくこととなります。

なお、災害発生時も含め、緊急時に教職員がいち早く対応できるように、既に教職員を対象とした救急救命講習会を繰り返し実施しているところであります。

防災士資格取得につきましては、県や市の関係部署と連携を図りながら検討してまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 2番伊藤岩夫君、再質問ありませんか。

○2番（伊藤岩夫君） 御答弁ありがとうございました。そうすれば再質問させていただきます。

最初に大項目1、教育環境施策についての（2）通学路の安全対策についてお伺いいたします。

今、国からの通知にあったような総合安全点検をやっている状況をお伺いいたしました。その中で通学路に関係すると思われる要望書などもこの総点検前に各地域から上っていると思います。通学路に関係する要望というのは、やはり地元で一番困っている部分が挙げられると思いますので、この辺を今回の総点検で取り組んでもらえればと思ったのですが、その辺の状況はどうでしたか。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。佐々田教育長。

○教育長（佐々田亨三君） 再質問にお答えいたします。

通学路を点検しながら、例えば橋の欄干が一部腐れているのではないかとか、あるいは道路の草の状況等でカーブが見えにくくなっているとか、さまざまな指摘がございました。今のところは29カ所を中心に御要望をまとめたところでございますけれども、そうしたことは、通常、当然やっておかなければいけないことでございます。そうした点と、それからさまざまな要望がありますが、そうしたことについて関係機関と即連絡をとりながら対応してまいりたいと思います。

○議長（渡部功君） 2番伊藤岩夫君。

○2番（伊藤岩夫君） 続いて大項目1番、（3）教職員の防災士資格取得についてでございます。これについては、まだ自治体で講習をやっているところが少ないかもしれませんが、全国的に見ますと、結構、各自治体が主体になって防災士機構が認証する研修を行って取得させているところがあるようでございます。本市としては、その部分を今後考えていくのかどうか。自治体として防災士養成事業を行うという予定、考えがあるかどうか、お聞かせください。

○議長（渡部功君） 佐々田教育長。

○教育長（佐々田亨三君） 防災士にかかわる有資格者のことでございますけれども、

我々もちょっとデータを探してみました。今のところ我々が把握している本市の有資格者は2人でした。そして、学校の教職員ではまだおりません。講習があるということや、登録料のことなど、それから、さまざまな研修等々を組織化していくかという課題もこれから残っていると思いますので、そうしたことも含めて総合的に検討させていただきたいと思います。

ただ、学校の主要な任務は、今のところは災害時に子供の状況、保護者の状況を把握するということ、それから避難所でのさまざまな連携プレーをやっていくということですので、この防災士資格取得に関しては、さまざまな機関と連携をとりながら研究を重ねて、教育委員会の場合には他部局とのかかわりも十分ございますので、連携をとりながらやっていければと思っております。

○議長（渡部功君） 2番伊藤岩夫君。

○2番（伊藤岩夫君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

大項目3番、コンビニにおける証明書等の交付について、先ほど市長から答弁いただきました。本市では、住基カードを1,400人ぐらいしか持っていないということで、コンビニでのサービスにおいてはそれがちょっとネックになるような話でした。その対応として、今、マイナンバー制ということで個人のナンバーで管理する制度がこれから国の方から出されるだろうということでした。これについては、いずれ国の方ではそうなると思うのですが、まだ決定していない状況であります。来年から参入する大手2社のローソン、サークルKサンクスが地元結構ありますので、マイナンバー制度導入を待たずにある程度検討する方が——住民にとっても住基カードを持っていればかなり便利な部分もありますので、このコンビニによる証明書の交付と絡めて住基カードを各市民が持つような方向になってもよろしいので、やった方がいいと思ひますけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） マイナンバー法案が今国会で審議されております。いずれ実施の可能性について研究してまいります。導入に当たっては、住民票あるいは印鑑証明の交付に限っても端末機器の購入、システムの改修などで初期の費用が3,000万円以上かかる。それから、地方自治情報センターへの運営負担金、あるいは機器の保守などに年間500万円程度の費用が予想されます。実施の可能性についてそういったものを総合的に検討してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡部功君） 2番伊藤岩夫君。

○2番（伊藤岩夫君） 終わります。

○議長（渡部功君） 以上で、2番伊藤岩夫君の一般質問を終了いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午後 1時47分 休 憩

午後 1時58分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。26番佐藤讓司君の発言を許します。26番佐藤讓司君。

【26番（佐藤讓司君）登壇】

○26番（佐藤譲司君） 会派創風の佐藤譲司です。会派を代表して一般質問をいたします。

9月に入り、残暑も和らぎ、爽やかな創風が実りの野山を駆けめぐっております。風にもいろいろあり、大風や雨風ややませや、だしの風やそよ風や無風とあり、地域のいろいろな風に耳を傾けて市民の心情をつかんで、市民の思いを行政に届けてまいります。

由利本荘市では不祥事続きで、すき間風が吹き荒れております。風通しがよいのと、すき間風とは全く別物であり、早期にすき間を見つけて修繕をお願いいたします。

さて、市政一新待ったなしで、長谷部市政が誕生してから3年6カ月、早いものであります。

市長は、基本姿勢として、地域格差の是正、行財政改革、情報公開、産業の振興、地域基盤の整備、ライフスタイルの向上、教育環境の整備を掲げての就任でしたが、当市は公債費負担適正化計画の真ただ中であり、財政健全化のため、公債費の圧縮、市債の繰り上げ償還や借りかえの実施、総合発展計画の費用対効果、緊急度、事業の精査、未収金対策の強化、新たな債務負担行為の制限等で手足を縛られ、頭を押さえつけられたような大変厳しい中での船出でありました。

しかし、この厳しい財政の中、市民や職員の協力のもと、手腕を十分に発揮され、行動する市長として活躍されてることには敬意を表します。

まいた種の芽が出始め、自身の理想とする市政実現には3期12年は必要とも言われております。また、多くの市民は引き続きの市政運営に期待もしております。

最初の質問ですが、大項目1、公約（基本姿勢）の進捗率と2期目出馬の決意はを伺います。

1つ、公約の進捗率は幾らか。また、これまで心に残る実績は何か。

2つ、引き続き市政を担当する決意について伺います。

次に、大項目2、財政について伺います。

市は、公債費負担適正化計画が計画以上のスピードで進み、23年度決算で実質公債費比率が17.3%となり、新たな事業展開が可能になったとの説明でしたが、果たしてそうでしょうか。

自主財源の少ない本市としては、財源のほとんどが国・県補助金や地方債に依存し、その結果、市債残高が764億円と、標準財政規模の2.8倍にも達し、実質公債費比率が18年度決算で18.3%となり、地方債の発行に県の許可が必要となる早期是正措置対象団体となったことから、計画期間を10年間と設定し、実質公債費比率が18%になるように公債費負担適正化計画を策定したものであります。

その実現に向けて、事業の優先度の再検討、事業の休止・凍結、事業の費用対効果、緊急度の再精査、未収金対策、使用料や手数料の見直し、未利用地の売却、事務事業の再編・整理・統廃合、補助金の見直し、職員の定員管理の適正化で退職職員の3分の1の職員採用を行ってきました。

繰り上げ償還や借りかえの効果もさることながら、適正化計画が進んだ要因は、国のいろいろな施策に伴う補助金の効果も大きいと思われれます。

しかし、24年度決算見込みの市債残高は約723億円、主な市債では、合併特例債243億円、過疎債80億円、臨時財政対策債179億円となっております。

しかし、実質公債費比率が18%を下回るのが最終の目的ではないはずであります。それでは、次の6点について伺います。

1、第2次の公債費負担適正化計画を進めるべきではないか。

2、当市の安定的な実質公債費比率や将来負担比率は幾らと考えているか。

3、財政調整基金、減債基金等について、将来どの程度の積み増しを考えているか。

4、公債費負担適正化計画のため先送りされた各地域の事業の見通しについて。また、新たに発生した矢島・由利・大内総合支所の改築事業もあわせて伺います。

5、未収金対策や不能欠損金はどうなっているのか。市税、国民健康保険税、各種放送視聴料及び売り払い代金、生活保護費返還金、保育料、整備資金貸付金等であります。

6、補助金の要綱見直しは考えていないか。市の工事入札参加や住宅リフォーム事業には、税金等の完納証明書が必ず必要であります。不公平感の改善のためであります。

次に、大項目3、職員のたび重なる不祥事について伺います。

市のホームページの人事行政の運営等の状況報告によると、職員の懲戒処分や職員の各種研修状況が報告されております。平成17年度は懲戒処分者14人、各種研修状況は594人。平成18年度は懲戒処分者11人、研修状況292人。平成19年度は懲戒処分者7人、研修状況908人。平成20年度は懲戒処分者11人、研修状況730人。平成21年度は懲戒処分者4人、研修状況1,164人。平成22年度は懲戒処分者16人、研修状況333人。平成23年度では、懲戒処分者5人、研修状況135人であります。

また、処分内容は、条例においてホームページ等で公表するようになっておりましたが、それは残念ながら見つけることはできませんでした。

さて、平成24年度においては、消防団ポンプ車車検忘れ、リース車両の車検忘れ、公用車の車検費用の計上漏れ、汚泥の不適切な処理、養護老人ホームの利用費請求忘れ及び立てかえ、支所職員の迷惑行為、予算額を超えての工事発注と多彩であります。

議会でも、昨年、ことしと2回にわたり、市長に改善の取り組みについて申し入れを行っております。市長も、会見や市議会本会議で綱紀粛正の徹底を誓いましたが、むなしくも実現には至っておらず、期待を大きく裏切られました。

市では、8月1日付で不祥事等再発防止検討委員会を設置し、原因の検証や再発防止の検討のため、8月8日に開催したと聞いております。

一日も早い市民の信頼回復に努めるよう、強く希望します。

それでは、次の3点について伺います。

1、由利本荘市職員の懲戒処分に関する規定の周知はどのようにしたのか。

市では、由利本荘市職員懲戒分限審査委員会規程、由利本荘市職員の懲戒処分等に関する規程が平成23年4月1日から施行されましたが、職員は知っていたのか。

2、次の事務の不適切な処理について伺います。

1つ目は、養護老人ホーム入所者扶養義務者の負担金を職員が立てかえた事件であります。

5月19日、担当者が平成23年度納入通知書の一部が発行されていなかった理由を当時の担当者に求めたところ、明確な回答がないまま、少し時間をくださいと保留。元担当者は5月21日、納入通知書を作成し、発送しないまま立てかえて納入しました。長寿支援課には扶養義務者宛てに納入通知書を発送したと報告しており、これは悪質きわまり

ない確信犯であります。

その後、5名の職員が戒告処分されましたが、不適切な事務処理経過や市の見解を伺います。

2つ目は、矢島総合支所産業課発注の予算額を上回った額の工事契約事務、支出負担行為伺いの決裁漏れ及び工事完成検査であります。

委託料の残金や予備費の流用で処理しているが、契約年月日、事務処理等の2点について監査委員の見解を伺います。

1つ、予算の裏づけがない時点での契約の有効性は。

2つ、予算の不足分の処理の妥当性について伺います。

3、想定外の事例が起きている。懲戒処分の見直しも含めて、再発防止対策について伺います。

最後に、大項目4、第三セクターについて伺います。

市は3月議会の代表質問に対して、市出資の第三セクター9社について、同一地域の会社を経営統合し、一地域一社体制の構築が実質的な連携強化と会社組織の強化につながり、それが経営基盤の強化につながる、また、経営が安定している会社は民営化すると方向性を述べられました。

しかし、経営が安定している会社の民営化はよしとしても、同一地域の経営統合には大きな問題があります。

経営が悪化した会社や異業種の会社の統合を進めても、決して経営改善には結びつきません。市町村合併の例を見ても明らかであります。

むしろ1市7町が合併したメリットを最大限活用し、地域を越えた同業種の統合こそが経営改善につながると思います。

例えば、1カ月は違う気候の差を利用し、大内の直売所の野菜を鳥海の直売所で販売するとか、鳥海の子菜やキノコを大内の直売所で販売するとか、そういう連携や統合こそが改善につながるのではないのでしょうか。

また、天鷲ワインの販売がいろいろ苦戦しておるようでございますけども、この1市7町の合併をメリットとして、例えば鳥海山シリーズとか、今回の桑ノ木台湿原——春の桑ノ木白ワインとか、秋の法体の滝赤ワインとか、そういったものを2本セットで販売するとか、高原植物シリーズとして、鳥海山がついている例えば鳥海フスマ、鳥海チングルマ、鳥海アザミ。また、お祭りシリーズとして、本荘、矢島、岩城など。また、鳥海の子舞番楽シリーズなどをつくり、第三セクターで販売してはいかがでしょう。由利本荘市を訪れた観光客がワインを飲んで楽しみ、ラベルを見て思い出がよみがえり、また来ていただけるというような考えはいかがでしょう。

また、役員を選任についても、元町長など営業経験のない方の人選や市主導での改革の進め方などでは、公務員的発想から抜け出せないばかりか、逆に第三セクターの従業員のやる気をそいでしまいます。

平成21年3月、一般市民よりこんな要望書が議会に来ております。

「市長はどのような選考基準で任命され、経営のトップオーナーとして参画させるものなのか。」「株式会社として運営しているにもかかわらず、役員会・株主総会も経ずにあくまでも市長お好み人事で派遣したトップオーナーでは改革には至らないものと感

じます。三セク最大の欠点と言っても過言でないと思います。」と続いております。

それでは、次の4点について伺います。

1、経営改善について。

第三セクターの経営改善はどの程度進んでいるのか。見直し調整会議で一地域一社体制とした根拠は。統合に関し、株主の反発は知っているのか。経営悪化の責任は誰がとるのか。地域を越えての連携や統合は考えていないのか。民間的発想を取り入れる考えはないのかを伺います。

2、第三セクターへの債務保証の見直しについてであります。

国の法律等による第三セクターに関する抜本的改革の推進について、債務保証の見直しについてはどのように考えているか伺います。

3、役員を選任について伺います。

取締役等には株主以外も選任されています。何を基準に選任しているのか。株主の反発は知っているのか。役員にも経営悪化の責任があると思うか伺います。

4、第三セクターと市のかかわりについて伺います。

市主導で進めるなら、経営破綻時は株主に責任を迫られると思うが、本気で経営再建を考えているのであれば、役員の刷新や汗を流す社長を迎えることなどが必要でないか。今後の市のかかわりについてお尋ねします。

以上で私の質問は終わります。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 佐藤譲司議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、公約（基本姿勢）の進捗率と2期目出馬の決意はについてお答えいたします。

私が、さきの市長選挙でお示しした公約は、大項目では7項目ありますが、それぞれの具体的な項目では26項目からなるものであります。

その内容は、雇用・観光・環境・健康・教育の5Kに加え、防災に重点を置き、市民生活全ての基本である安全・安心のための施策を中心としており、その進捗率については、25項目について達成済み、または実施中であります。

残る1項目の公の施設の使用料についても、現在取り組み中であり、公約のほぼ全ての項目において順調に進んでいるところであります。

特に、公債費負担適正化計画の目標を4年前倒しで達成することができ、財政の健全化の一つの基準をクリアしたことは、本市の財政課題の解決に向け大きく前進したものと思っております。

また、私としては、地域づくり推進事業の創設や定住自立圏共生ビジョン事業における再来受診受付システムの導入、住民の日常的な交通手段を確保するためのコミュニティーバスの運行、さらに地域に精通した職員の総合支所への配置など、地域の均衡ある発展に心を配ってまいりました。

しかしながら、いまだ多くの課題が山積しておりますので、まずは残された任期について全力で市政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2、財政についてにお答えいたします。

本市の財政課題の一つであります実質公債費比率の改善が、計画目標より早く達成することができました。

事業の先送りや補助金の削減など財政の健全化に向けた厳しい決断をしてまいりましたが、議会を初め市民の皆様の御理解と御協力により健全化が図られたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

さて、第2次の公債費負担適正化計画を進めるべきではないかとの御質問ですが、公債費の適正化はプライマリーバランスの確保であり、これまでの財政運営を継続していくことに変わりはありません。

今後の財政運営の直面する課題は、27年度から段階的に始まる合併算定がえへの対応であります。

市債については事業の調整で対応が可能であります。合併算定がえの段階的削減は、一般財源の減収となり、市民サービスに直結する大きな課題であります。事業・制度の現状把握と徹底した精査を行い、自立に向けた見直し計画を策定して、議会を初め市民の皆様に示してまいりたいと考えております。

次に、本市の安定的な実質公債費比率や将来負担比率は幾らかとの御質問ですが、今年度から、民間資金債に限り、実質公債費比率16%未満の団体を対象に新たに届け出制度が導入されたところであり、本市が市債発行の次に目標とすべき基準は、より健全度の高い16%と考えております。

さきの議会全員協議会でお示しした中期財政シミュレーションでは、平成28年度決算で15.8%と推計しており、できるだけ早期にこの水準に達するよう一層の健全化を進めてまいります。

また、将来負担比率の要素としては、市債残高のみならず、債務負担行為に基づく土地の買い戻し予定額なども含まれており、これらを総合的に勘案しながら改善に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、財政調整基金・減債基金等ほどの程度の積み増しが望ましいかとの御質問ですが、財政調整基金については、国の指針により標準財政規模の5%以上が望ましいとされており、本市に当てはめると約15億5,000万円となります。

現在、財政調整基金残高は22億円を超え、国の指針をクリアした状態にありますが、今後、実質公債費比率の管理と財政状況を勘案しつつ、積み増しを図ってまいりたいと考えております。

次に、公債費負担適正化計画に伴い先送りした各地域事業の見直しについてですが、先送りした事業については、住民要望や必要性について改めて精査し、平成25年度中には、27年度以降5カ年程度の事業について、暫定的な計画に盛り込みながらお示ししたいと考えております。

次に、未収金対策と不納欠損処理についてですが、市税や公課の未収金につきましては、収入の確保のみならず公平性の観点から収納対策に鋭意努力しているところであります。

このうち市税や国保税においては、秋田県地方税滞納整理機構の活用や納税相談員の活動範囲の全市拡大、また、徴収担当職員の積極的な催告や滞納処分の実施など、効果的で効率的な方策を展開して、収納率の向上と未収金の圧縮を図っております。

一方で、資力が乏しいなどの理由で徴収が困難な事案については、法律の規定に基づいて、滞納者に滞納処分することができる財産がない場合や、滞納処分をすることにより滞納者の生活が著しく窮迫すると認められる場合、滞納者の所在及び滞納処分可能な財産がともに不明な場合は、滞納処分の停止をしており、また、明らかに徴収が不可能と判断したものについては、即時消滅として処理しております。

また、不納欠損処分に当たりましては、滞納処分の停止後に納税資力が回復しないまま3年が経過したものや即時消滅したもの、また、時効が成立したものについて、十分な資力調査や実態調査を踏まえながら適切な処理を進めてまいります。

なお、市税以外の公課につきましては、市税と一元化することで効果的な徴収を図れることから、一部徴収業務を今年度から収納課で行っているほか、滞納処分の停止に当たりましても、昨年度に作成した市税等に係る滞納処分の執行停止に関する基準に沿って適正な処理と滞納整理の推進に努めております。

こうした滞納整理の強化とともに、相談窓口の開設や口座振替の推進、さらには納付方法の検討などを行い、納付しやすい環境の整備を図ってまいります。

次に、補助事業の要綱見直しについては、市民に不公平感が生じないよう見直しが必要と考えておりますが、現行の補助金等の交付が福祉、産業、教育と多岐の分野にわたっていることから、滞納の種類や交付制限すべき分野などを整理しながら、制度の見直しに着手するよう指示したところであります。

次に、3、職員のたび重なる不祥事についてにお答えいたします。

初めに、由利本荘市職員の懲戒処分等に関する規程についてであります。平成22年度までは人事院の懲戒処分に関する指針に準じるとともに、過去の事例や他自治体の事例などを参考に処分を決定しておりましたが、平成23年4月1日に市独自の規程を制定し、施行したところであります。

御質問の職員への周知については、現在、行政情報支援システムの例規集に収録し、職員が随時閲覧できるようになっておりますが、今後の再発防止に向けたチェックシート案の中にも懲戒処分の内容把握という項目を掲げ、周知してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、寿荘入所者扶養義務者負担金の立てかえ払いに係る会計処理についてであります。職員の立てかえによる納付は5月29日に行われ、市では6月1日にその事実を確認しております。

この立てかえ払い分につきましては、納入義務者の方に還付した上で、納入義務者から立てかえ払いした職員に返還する必要があったことから、関係者の御理解を得て、還付金の受領を立てかえ払いした職員に委任してもらい、市から直接、職員本人に還付しております。

還付に当たりましては、地方自治法施行令等に基づき、平成23年度の出納整理期間が終了していたことから、平成24年度の歳出に予備費から57万5,400円を充用したところであります。

また、正当な納入者と立てかえ払いにより重複して納入された1名分、2万7,000円につきましては、24年度の歳入として取り扱ったことから、歳入から還付を行っております。

さらに、納入通知書を送付していなかった4名の方に係る納付につきましては、謝罪の上、新たに納入通知書を発行し、平成24年度の過年度収入への納入をお願いしております。

このたびの立てかえの件につきましては、職務遂行上の適正を欠いたものであり、担当職員の責任は重大であります。組織としての業務遂行のあり方やコミュニケーション不足にも起因しており、指導、管理監督の責任も重大であることから、本人も含め、合計5名を戒告処分としたところであります。

次に、懲戒処分の規程の見直しについてであります。現在の規程は、人事院の懲戒処分の指針をもとに他市の例も参考にしながら、職員組合とも協議を重ねて策定したものであります。

規程に個々の事務ミス具体的な内容まで表示することは困難でありますので、規程の中の法令等違反・不適切な事務処理等という項目を適用し、公務の運営や市民に損害を与えた程度を判断基準として処分を決定しているところであります。

再発防止対策につきましては、齋藤作圓議員と佐々木隆一議員の御質問にもお答えいたしました。現在、職員一人一人の抜本的な意識改革を目指した由利本荘市職員行動指針を策定中であり、今後この指針をもとに全力で職務に精励し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、予算額を上回った額の工事請負契約の事後処理は適正だったかの質問につきましては、監査委員より答弁いたします。

次に、4、第三セクターについては、藤原副市長からお答えいたします。

以上であります。

○議長（渡部功君） 佐々木監査委員。

【監査委員（佐々木均君）登壇】

○監査委員（佐々木均君） 佐藤譲司議員の御質問の大項目3番のうち、予算額を上回った額の工事請負契約事務について監査委員の見解を伺う旨の御質問にお答えいたします。

この件につきましては、既に市長より議員各位に、当該事案の経緯とその後の会計処理等について御報告されていると伺っており、私ども監査委員も報告を受けているところでございます。

報告された内容は、花立グラウンドのり面修繕工事を実施するに当たり、職員が予算額を誤認し、予算額不足のまま、起工・入札・契約を行ったもので、契約締結伺いの際にあわせて行うべき支出負担行為決議票の起票を失念したため、工事が完了し、支払い事務を行うに至るまで予算額の不足に気づけなかったというものでございます。その後、予算の不足額については同一科目内の予算流用と予備費充用で補い、支出事務を行ったものとなっております。

まず1点目の、予算不足のまま締結した契約の有効性についてであります。地方自治法第232条の3に、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為——これは支出負担行為と言いますが、この行為は、法令または予算の定めるところに従い、これをしなければならぬとの規定があり、予算の範囲内で契約行為、いわゆる支出負担行為を行うべきものとされております。

本件において、職員の法規定に対する義務違反については明白であります。契約自

体は違法であったとしても契約そのものの効力には影響を与えない、すなわち、契約は無効とはしないという判例がございます。

さらに、民法において、第641条関連になりますが、完了した請負契約については契約破棄することができないという事例もあることから、本契約の場合も無効とするには当たらないと判断いたしました。

また、2点目の、予算の不足額に対する予算措置の方法が妥当であったかという点ですが、事務事業を遂行するに当たって予算が不足する場合は、補正予算を計上し、議決を得ることが原則であることは、申し上げるまでもありません。

ただし、そのいとまがない場合には専決処分を行い、後日、議会の承認を得ることになりますが、本件のように時期的な事情などにより専決処分もできない場合や、予測できない突発的な事情による場合などは、やむを得ず、予算の不足を同一の予算科目内から流用し、あるいは予備費を充用することによって補い、会計処理を行う予算措置上の手法は一般的に行われているものであります。その際、予算流用と予備費充用とのどちらの手法をとるかは予算執行上の問題であり、また、あわせて選択しても差し支えないものとされております。

本件については、契約を破棄できない以上、こうした予算上の手続を経て契約に係る支出を行うことは必要であり、また、可能であると解釈いたしますが、予算額の誤認、支出負担行為決議票の失念などは、本来の適正な事務処理からはほど遠い重大な過誤であることは間違いのないものであり、今後、職員には、より適切な事務処理に努めることを求めるものであります。

以上であります。

○議長（渡部功君） 藤原副市長。

【副市長（藤原由美子君）登壇】

○副市長（藤原由美子君） 佐藤譲司議員の御質問にお答えいたします。

御質問の4、第三セクターについてであります。本市の第三セクターの経営改善につきましては、由利本荘市行政改革大綱に基づいて取り組んでおり、平成22年度から市内の第三セクター見直し調整会議において検討を重ねるとともに、各社が経営改善計画を作成し、それぞれ経営改善に取り組んできたところであります。

三セク9社の平成23年度に係る決算状況は、2社が赤字でありましたが、全体では約1,000万円の黒字となり、各社の経営改善の努力が少しずつあらわれてきていると受けとめております。

一地域一社体制の経営統合につきましては、地域内の雇用や人事交流、また、地域特産物の有効活用など、業種を越えた連携強化が経営基盤の強化につながるものと考えております。

同業種間の経営統合の手法につきましても、見直し調整会議において検討いたしましたが、遠隔地統合による移動時間のロス、それに伴うコストの増加や地域の特性に合わせた設立目的などを勘案して、一地域一社体制の経営統合を選択したところであります。

次に、第三セクターへの債務保証についてであります。現在、市が債務保証を行っているものは、有限会社天鷲ワインの平成26年度まで返済する長期借入金に係る1件であり、本年8月末現在の借入残額は825万2,000円となっております。

国の指針もあり、今後新たな債務保証はできないものと考えております。

次に、第三セクターの役員選任の基準は何か。第三セクターの役員に経営悪化の責任はあるかについてお答えいたします。

現在の各社の役員につきましては、会社設立時に各社それぞれの事情の中で選任し、承認されているものであり、特に市で基準を設けているものではなく、各社の状況において選任されております。

また、経営に係る役員の責任につきましては、会社の最高経営機関として取締役会があり、取締役にも責任があると認識しております。

市からは筆頭株主として私が取締役となり、社長に就任し、経営に当たっているところでございます。

次に、第三セクターの社長を外部から招聘することは考えられないかとの御質問であります。この件につきましては、去る3月定例会市議会の伊藤順男議員の会派代表質問でもお答えしておりますとおり、社長については、できれば民間企業の経営感覚を持ち合わせた専任の経営者が望ましいと考えております。

しかしながら、現段階では経営改善の途中であることなどから、直ちに社長を外部から招聘できる状況にはないと考えております。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 26番佐藤譲司君、再質問ありませんか。

○26番（佐藤譲司君） ありません。

○議長（渡部功君） 以上で、26番佐藤譲司君の一般質問を終了いたします。

本日の日程は終了いたしました。

明日は、午前9時30分より、引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 2時43分 散 会